

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年8月4日（木） 16：30～20：30

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、松岡原子力防災課長、古作事故故障第三班長（原子力安全・保安院）、坪井審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本本部長代理（東京電力株式会社）

* 文中敬称略

○司会

若干時間を過ぎてしまいましたが、ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきたいと思っております。なお、細野大臣でございますが、事前のメールで公務のために出席が困難だという連絡をさせていただいたかと思っておりますが、先ほど連絡がございまして今日は大変申し訳ございませんが出席できないという連絡を受けております。あらかじめご承知おきをいただきたいと思っております。それでは始めに、園田大臣政務官から挨拶及び冒頭発言がございまして。

<冒頭あいさつ>

○園田政務官

時間が遅くなりまして失礼をいたしました。また、本日も大臣が急遽この場に来れなくなりましたこと、私からもお詫びを申し上げたいと存じます。ちょっと緊急的な部分もございまして、ご理解をいただければというふうに思っております。

まず私からでございますが、これまでロードマップの大きな区切りでありますステップ1の工程、これに関しまして総括をしてこのステップ2の作業というものに取り掛かってきているところでございます。このステップ1の終了によって、安定的な冷却というものが実現をいたしまして、そしてまた発電所の安全状態は、相当程度確保されているという状況ではございますが、原子力安全・保安院におきまして、このステップ1の終了を踏まえてのプラントの安全確保状況についての評価を行っていただいたところでございます。本日、その内容の取りまとめをしていただきましたので、取りまとめ、原子力安全委員会にもそれを保安院から報告をされたということでございます。この後、保安院よりその内容についての説明がございまして、よろしくお願いを申し上げた

いと存じます。またもう 1 点併せて。この記者会見の中でも様々な形で皆さま方からもお問い合わせがございましたけれども、今後想定されます緊急時避難準備区域、計画的避難区域、警戒区域としておりますこの避難区域などの緊急事態応急対策を実施すべき区域の見直しの考え方について、原子力災害対策本部から原子力安全委員会に意見を求めていました。本日、原子力安全委員会からその考え方を示しているところでございますので、その内容についても、後ほど皆さま方にお伝えをさせていただきたいと思っております。

それから、先般、米の放射性物質の調査についての考え方について、お問い合わせをいただいております。昨日でありますけれども、農林水産省よりその旨の考え方が発表されたところでございます。ご案内のとおり、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、そして山梨県及び静岡県という形で調査の対象区域が指定をされたところでございますけれども、そこにおいて、あるいはまた土壌調査の結果ですね、農地の土壌中の放射性セシウム濃度が 1,000Bq 以上あった場合の市町村、ここにおいても、その調査の対象となるわけでございますが、調査を 2 段階に分けまして、収穫前の段階での調査と、それから収穫後の段階での本調査、この 2 段階の調査によって、しっかりとその状況を見ていくということでございます。当然、そこにおいて暫定規制値を超えるものが見つければ、そこで出荷は停止をされるという形になるものでございます。

それから、あと豚の飼料についてのお問い合わせをいただいております。豚や鳥については、この飼料についての穀物やその副産物などの供与がされておられません。そして、稲わらは供与されていないというのが、まず実態でございます。豚用の飼料につきましては、米国等からの輸入の原料、例えばとうもろこしであるとか、こうりゃんであるとか大豆油のかすですね、が主体ということでございます。国産原料については、例えばふすまであるとかぬか等が少量使われているだけであるということでございますので、現在調査をしているところでございますけれども、現在のところ食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムは検出をされていないということでございます。いずれにしても、今農林水産省の方で、あるいは厚生労働省の方で万全な体制を敷いていただいているものだと考えてございます。私から以上でございます。

○司会

それでは、式次第に従って進めたいと思います。大変申し訳ございません、先ほど事前の案内メールで、大臣が出席困難だということをご連絡させていただいたというふうに申し上げございましたが、すいません私どもの不手際で、メールにはその旨入っておりません。大変申し訳ございません。お詫びを申し上

げます。それでは、次第に従って進めさせていただきたいと思います。まず、園田政務官から紹介がございました、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況について及び避難区域等の見直しに関する考え方についての説明を始めさせていただきたいと思います。まずは、原子力安全・保安院より、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況について説明をさせていただきます。

<1Fの安全確保状況について>

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山でございます。それでは、東京電力福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況につきましてご説明申し上げます。お手元に本日のニュースリリース、プレス発表文の2種類ございます。1つが今申し上げました安全確保の状況というもの、それからもう1つが東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1号機、第2号機及び第3号機の原子炉への注水の維持に係る報告書での評価についてという資料でございます。この原子炉への注水の維持に係る報告書への評価についてという資料でございますが、これは原子炉施設の安全確保状況を評価するために、東京電力に対しまして、その注水の維持状況につきまして、改めて報告徴収を求めたものでございまして、これまでも様々な形で聴取している内容を取りまとめたものでございます。その内容については、応急措置として適切なものだと評価しておりまして、それを元に、この安全確保の状況について整理をしたということでございますので、これからのご説明につきましては東京電力福島第一原子力発電所の原子炉施設の安全確保状況についてというこちらの資料でご説明させていただきます。なお、この資料は概要になっておりまして、実は本体の評価書がございまして、ちょっとまだ今印刷が間に合っておりませんので、届き次第お配りしたいと思いますが、まずはこの概要の方でご説明申し上げます。

先ほど政務官からもございましたように、このステップ1の終了段階にあたりまして、安全確保状況について評価を実施をしたということでございます。1ページ目に評価のポイントが書いてございますが、まず第1点目がこれまでの様々な対策によりまして、水素爆発が生じること、あるいは原子炉等の冷却ができなくなる可能性が低いと評価しております。しかしながら、地震や津波の影響を受けて、原子炉の冷却が中断した場合を仮定して、周辺への影響について解析をしたと、この結果20キロ圏内における放射線による影響は、原子力防災指針等の指標に比べて、十分小さいということがポイントの2つ目でございます。それから評価に当たりましては、事業者が原子炉での注水が中断しないよう講じている対策や、中断した場合の対策等について報告徴収を行い、先ほ

ど申し上げたもう 1 つの資料でございますが、妥当であることを確認しております。なお、今回の評価でございますけれども、現時点で得られておりますデータ等に基づいて保守的な考察をしております。したがって、今後警戒区域の見直し等に際しましては最新のデータ等を踏まえて改めて評価を行うということでございます。

ページを開いていただきまして、概要の 1 ページのところをご覧いただきたいと思っております。まず、安全確保の状況でございますけれども、水素爆発の防止につきましては、これまで 1 号機から 3 号機で窒素封入がなされておりました、また建屋の損壊、1、3 号機の建屋の損壊におきましては開口部もあるということで、水素爆発の可能性は非常に低いというふうに考えております。仮に格納容器内で水素爆発が生じた場合でも、避難や屋内退避を必要とする放射性物質の放出を生じないと、保守的な評価でございますけれども、最大で 20 キロ地点で 1.3mSv と評価をしております。なお、先ほどの水素爆発の関係につきましては、これまでも既にお知らせをしている内容でございます。それから、地震、津波等による設備の損壊等の防止でございますが、これもこれまでの報告徴収によって公表をさせていただいておりますけれども、1、3、4 号機につきましては、現状のままで十分な耐震性を確保できるところに書いております。また 4 号機の使用済燃料プールにつきましては、耐震補強工事も行われております。2 号機につきましては、建屋は耐震性を損なうような損傷は見られないと考えております。また津波対策といたしまして、ポンプ、電源は高台に設置をしているといったこと、そういった対策を取っておりますけれども、地震、津波による冷却設備等への影響の可能性は大変小さいと考えておりますが、設備が影響を受けた場合、原子炉の冷却ができない場合について、念のために評価を行ったということでございます。それから原子炉の冷却失敗の防止ということで、これにつきましても、1 から 3 号機において循環注水冷却が行われておりました、原子炉の温度、圧力も安定していると、また配管、電源の多重化も実施されていると、更に注水が中断されても 3 時間程度の作業で注水が可能と、これは報告徴収によっても確認をしております。第二発電所につきましては冷温停止状態で安定冷却中であるということでございます。

2 ページ目に書いてございますけれども、そのように安全対策が講じられておりますが、1 から 3 号機の原子炉の冷却ができない場合について、念のために影響評価を実施いたしました。次に使用済燃料プールの冷却失敗の防止でございますが、使用済燃料プールにつきましては、熱交換器によって安定的な冷却が実施をされております。1 号機については 8 月上旬に運用が開始されるという状況でございます。万一その冷却が不可能な場合にでも、水温が 100℃まで上昇するのに最も厳しい 4 号機で、これも大変保守的な評価でございますが、36 時間か

かるということで時間的な余裕を持って対応できるということでございます。

それから日常的に放出される放射性物質による放射線の影響ということで、これは7月19日に公表されて東京電力の方で試算されておりますけども、年間で最大で1.7mSvということ、敷地境界でということでございます。したがって、発電所から遠いとなりますとその分また影響が小さくなるということでございます。次に異常が生じた場合の影響でございますが、原子炉の冷却失敗が生じた場合の評価をしております。評価の条件でございますけども、炉心の状態につきましては、IAEAの閣僚会議に提出しました報告書の解析を前提としております。まずは基本解析といたしましては、各号機の炉心にほとんど燃料が残っていない、すなわち燃料が有る位置に燃料の領域に残っていないという実態に近いケースと、それから評価上こちらがより厳しくなりますけども、3号機の炉心に燃料が残っているケース、こういったものも実施しております。それから炉心への注水の停止時間は、5時間、10時間、15時間ということで評価しております。それから放射線影響評価の条件といたしましては、セシウム等による外部被ばくそれから内部被ばくを合計した評価、小児甲状腺等価線量も評価しております。また気象条件は最も厳しい条件の選定をしております。3ページ目でございますけども、発電所から20キロ地点の実効線量評価の結果でございますが、最も厳しい条件といたしまして、1から3号機の全てで冷却が失敗して15時間後に注水が開始をしたといった場合でございますけども、基本解析の場合には実効線量が0.17mSvということで、防災指針の指標、10mSvよりも小さいということでございます。また、小児甲状腺の等価線量につきましても、0.03mSvで十分小さいと考えております。なお、念のために1年間居住した場合の実効線量についても評価をしておりますが、0.65mSvということで、十分小さい数字になると考えております。それから、参考解析といたしまして3号機の炉心に多く燃料が残っているケースについての評価をしております。この場合には実効線量が2.3mSvということで、防災指針の指標よりも小さいこと、それから小児甲状腺等価線量につきましても1mSvということで十分小さいと考えております。なお、1年間居住した場合での実効線量は17mSvというふうになりますけども、長期に渡る被ばく防護につきましては環境モニタリング結果等を踏まえて、十分な時間と余裕を持って対策を講じることが可能であると考えております。

全体のまとめでございますけども、原子炉の冷却失敗が発生した場合の影響について評価した結果、冷却の注水が長時間停止した場合でも、発電所から20キロ以内においては受ける放射線の影響は小さいというふうに考えております。原子炉の放射性物質放出に関する今後の対応でございますけども、これはただ今申し上げました評価は、現時点で得られておりますデータをもとに保守的な

考察をしておりますので、冒頭で申し上げましたように警戒区域の見直し等
際しましては、改めて最新のデータを踏まえて想定される事象とその影響につ
いて改めて評価を行うという考えでございます。私からの説明は以上で終わら
せていただきます。

○司会

次に、原子力安全委員会からの説明となります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは 2 つご報告申し上げ
ます。1 つ目は、ただ今森山対策監から説明があった福島第一の安全確保状況に
ついての報告を受けて、安全委員会としての見解をまとめたという件が1つと、
もう1つが原子力災害対策本部から、原災法の 20 条 5 項に掲げる事項につ
いての意見照会を受け、それに対する意見を出したということでございます。まず
第 1 点でありますけれども、内容は今森山対策監からご説明があったとおりで
ございまして、これにつきましては、班目委員長のこの議題に関する取りまとめ
の中で、今後の状況を考えた場合に念のための影響評価を行ったものとして、
炉心の冷却が失われた場合ということでやってもらったわけでありまして、
基本ケースですと 20 キロ先では放射線の影響というのは非常に小さいと、それ
から参考ケースとして行ったものは非常に保守的な仮定のもとに行われている
わけでありまして、1 年間ずっと 20 キロ先に居続けたとすると、一番厳しい地点
で 17mSv という値になりますけれども、モニタリングをしながら必要な対策を取
るのに十分な時間的な余裕があるというふうに考えられるわけでありまして。そ
ういうことで、この保守的なケースについては、この参考ケースが非常に保守
的なわけでありまして、是非、炉の状況についての新たな知見、あるいは久
木田委員からは知恵と手間をかけてという言葉がございましたけれども、そう
いうことでより現実的な炉内の状況のエスティメーションをしていただいて、こ
れについては是非今後更により現実に近い再評価を行っていただきたいとい
うことで、それを前提として、今回お示しのあった評価については妥当とする
というふうに結論をまとめてございます。すいませんそれについては特に資料を
お配りしてございません。

それからもう 1 点が、原災法の関係で意見を求められた件でございまして、
そちらについて資料をお配りしてございます。資料の 1 枚目が、本日 8 月 4 日
付の原子力災害対策本部長から原子力安全委員会殿というペーパーでございま
して、東電福島第一発電所にかかる原災法 15 条 2 項の 1 及び 3 号に掲げる事項
に関し、20 条 5 項の規定に基づき意見を求めるということでありまして、1 枚め

くっていただきますと 2 ページに、この意見を求める事項、書いてございますけども、今もご説明ございましたけども、ステップ 1 が達成されるなど、発電所の状況が改善されつつあることを踏まえて、緊急時避難準備区域、計画的避難区域及び警戒区域において、その見直しを含めた緊急事態、応急対策を実施すべき区域の在り方、及びその区域内の居住者に対し周知させるべき事項について意見を求めるということで、本部長から委員会あての紙が今日、出されたわけでありまして。実は今後の解除ですとか、また復興における段階での放射線防護の在り方につきましては、既に原子力安全委員会としては 7 月 19 日に全体的な放射線防護に関する基本的な考え方というのは、まとめて既にお出ししていたところでありまして。また実際問題として、計画的避難区域の設定などの際には、そういった新しいコンセプトの揭示などをおこなっていたわけでありまして、今後この解除に向けての意見照会というのも当然有りうるだろうということで、委員会の中ではいろいろ議論を重ねてきていたところでありまして。そういった背景もあって、本日お手元の資料の 5 ページからにあります東京電力福島第一原子力発電所事故における緊急防護措置の解除に関する考え方についてというのを委員会として決定して、原子力災害対策本部長にお返ししたということでありまして。

この 5 ページには基本的考え方が書いてございます。解除の条件ということで、避難の形態を幾つか設定したわけでありましてけども、それぞれのそういった避難措置の目的を踏まえて、その必要性、正当性がないと判断されるようであれば、解除していいだろうということでありまして。2 点目として、そうは言っても戻った場合に線量を下げていくなどの活動が必要でありますから、そういった解除に当たって行うべき新たな防護措置の実施の時期、方法、内容などを定め、必要な準備を行った上で適切に解除するよというものが第 2 点目でありまして。3 点目といたしまして、そういった判断、緊急防護措置の解除でありますとか、その後の除染、改善措置、あるいは放射線防護措置など、どうやっていくかという計画を作る際には、関連する地元の自治体、住民などが関与出来る枠組みを作って適切に運用してもらいたいというのが基本的考え方でありまして。

6 ページ 7 ページは、それぞれの避難区域に応じた解除の考え方を示してございます。まず最初が緊急時避難準備区域についての解除の考え方でありましてけども、この緊急時避難準備区域というのは、発電所でなにかあった場合に、やはりその影響が及びうる、緊急に避難してもらわなければならないということで、普段は住んでいてもいいですけども、そういった場合には直ちに避難できるように常々準備しておいてくださいということで設けたところでありまして。したがって線量につきましては、そもそも住んでいただけるような線量で

あるというところであります。こういった地域の解除につきましては、まず発電所の状況については、その区域において屋内退避、避難の対応を要する事態が発生する可能性が極めて低く、また仮にそういう事態が発生しても、対応のための十分な時間的余裕があると判断されること。これが一つであります。それから線量は、そもそもそれほど高くないわけでありますけども、戻った際の住民が受ける被ばく、内部被ばくを含みますけども、そういったものの低減を図るための必要な除染とモニタリングを行うことということであります。

2番目は、半径20キロの中の避難区域の一部解除の考え方であります。ここにつきましては非常に事故の当初、放射線レベルが非常に高くなる、短時間で高くなるということで早急に避難をいただいたわけでありまして、またこの20キロ内については、非常に放射線レベルが高い地域もあるという状況であります。こういった地域につきましては解除の考え方でありまして、まず第1点としては発電所の状況から、こういった20キロ以内の中で屋内退避、避難の対応を要する事態が発生する可能性が極めて低くて、且つ仮にそのような事態が発生しても対応のための十分な時間的余裕があるというのが一つ。2点目としては、線量の関係でありますけども、解除した以降の、そこに住んだ場合の線量が年間20mSv以下に抑えられることが確実であって、またそういった年間1から20mSvの範囲で、それから長期的には参考レベルとして年間1mSvを目指して合理的に達成可能な限り低減する努力がなされる事ということであります。当然解除に先だって必要な除染を行う事、戻った場合どれぐらいの線量になるかという推定を行うのに必要なきめの細かいモニタリングを行う事ということであります。

3番目でありまして、戻られたあとのことでありまして、被ばく低減のための管理、除染などの最適化された計画が明確になっていて、その中で被ばく低減化の努力を図って、長期的には年間1mSv以下にもっていくという方針が示されている事ということであります。

3点目の計画的避難区域でありますけども、ここにつきましては発電所の事故の影響が短時間に及ぶということではなくて、発電所から出た放射線物質によって、線量レベルが高くなっていて、長期間1年以上住んでおられると20mSvを超えるということで、こういった区域からは避難していただくとしたものであります。したがって解除の条件としては、まず解除した場合に、そこに住んでた場合に受ける放射線の量が年間20mSv以下になることが確実であって、それから1から20mSvの範囲で参考レベルを設定して、それを長期的には1mSvを目指していくということ。それから解除に先だって必要な除染などを行う。それからどれだけの線量になるかの推定に必要なモニタリングを行うということでありまして。最後の点は戻られたあとですけども、先ほどと同じように被ば

く低減のための除染、管理などの、最低聞かされた計画が明確になっていて、その中で長期的には1mSv以下とする方針が示されている事ということでありませう。

原子力安全委員会ですので、放射線防護の観点からですけども、こういった今後の発電所の状況を踏まえて、今後の緊急時応急対策を実施すべき区域の在り方などについて、本日こういった意見を原子力災害対策本部長にお返事したということでありませう。私からは以上でありませう。

○司会

次に環境モニタリングについての説明となります。まずは東京電力からの説明です。

<環境モニタリングについて>

○東京電力

東京電力から3件、ご報告させていただきます。まず空気のモニタリングになります。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所敷地内に於ける空気中の放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第132報になります。空気中の放射性物質の核種分析の結果についてということですよ。ページをめくっていただきまして、1枚目の裏面のところに第一原子力発電所の西門、それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番での観測記録でございます。表のとおり第一の西門のところでセシウム134とセシウム137が検出されている状況でございます。経時変化につきましては、2枚目の裏面の方をご確認ください。本日は2枚目の表面になりますよが7月11日に採取いたしましたダストのストロンチウムの分析結果が出てまいりました。11日に採取いたしましたよ、日本分析センターさんの方で分析を行ったものでございますが、揮発性、粒子状のストロンチウム89、90とも、いずれもNDというレベルでございます。続きまして海水の状況でございます。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所付近における海水からの放射性物質の核種分析の結果について』サブタイトルが第134報になります。こちらは発電所の沿岸部4箇所並びに沖合の各地点におけます分析結果になります。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面のところから各地点におきます分析結果でございます。経時変化については3ページ目の表面の方からグラフ化させていただきました。こちらと同じくストロンチウムの結果がでていませう。2枚目の裏面になりますよが福島第一の5、6号機の放水口の北側の地点と南放水口の2箇所のサンプリング結果でございますが、下の表の黒い枠で太線のところで囲んでいませうストロンチウム89と90です。7月11日にサンプリングしたものの分析結果ですが、

水中濃度限度に対する割合としてはこの表の記載のとおりでございます。

続きまして敷地内の土壌の状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所構内における土壌中の放射性物質の核種分析の結果について』ということで続報 27 になります。裏面にまいりまして、こちらストロンチウムの分析結果ですが、構内のグラウンド、野鳥の森、産廃処分場近傍の 3 箇所におきまして 7 月 11 日にサンプリングしたものを日本分析センターさんの方で分析したものです。ストロンチウム 89、ストロンチウム 90 とともにこの表のとおり検出されております。過去に観測されましたフォールアウトと比べまして高い値ということですので、今回の事故の由来というふうに考えております。なおこれまでストロンチウムに関しましては継続的に検出されておりますが今回の値については大きな変動はございません。東京電力からは以上でございます。

○司会

次に文部科学省からの説明になります。

○文部科学省

文部科学省の坪井でございます。お手元に環境モニタリングの結果についてという資料をお配りしています。まず全国的な調査でございますが、都道府県別の放射能水準調査の結果、大学の協力によります空間放射線量の測定結果、定時降下物、上水等は特に変化はございません。発電所周辺の空間線量率、積算線量計、ダストサンプリングについてもとくに大きな変化ございません。9 番と 10 番、これは福島県が行ったものでございます二本松市内のモニタリングを行ったもの、また福島市の大波地区というところについて測定を行ったものの結果が出ております。それから海域の調査についてということですが、こちらについても特に大きな変化はありません。あと、総合モニタリング計画と放射線量の分布マップをつけてございます。1 つは 53 ページからになります。この 2 つにつきましては 8 月 2 日に文部科学省の方でも発表してブリーフィングもさせていただいているものでございます。

まず総合モニタリング計画ですが、この日にモニタリング調整会議を開いております。こちらについては細野大臣、園田政務官、文科省林政務官、環境省の副大臣も参加いたしまして開かれたものでございまして、そういうメンバーとなっている会議で、総合モニタリング計画をその場で決定したものでございます。主要な内容でございますが、主旨としてはきめこまかなモニタリングをする、実施する、また抜けおちがないようにするというところでございます。そういった観点から平成 23 年内に実施するものについて中心にとりまとめており

ます。53 ページ 2 のところにありますが役割分担というのを明確にまずいたしまして、文部科学省、原子力安全委員会、対策本部、関係府省、自治体、原子力事業者と、こういったところ、関係するところが全て役割に沿ってやるということをまず明確にしております。それから実際のモニタリングですがこれまで文部科学省は環境モニタリングが中心だったわけですが、今回の総合モニタリング計画では食品までも含めて幅広く取り上げております。54 ページ、55 ページに掲げておりますがモニタリング一般というところから始まりまして公安、空港、公園、下水道、水環境の関係、農地、土壌、食品、水道、こういったことで環境モニタリングの枠を超えて全体的なモニタリングに関係するものを考えるもの全てを含んだ計画ということです。

あとはピックアップして主要な内容になりますが、全国的なモニタリングということでは 55 ページの下に書いてありますが都道府県、いまのところ各 1 基だけのモニタリングポストですが、補正予算を使い 250 基ほど増設をして空間線量率の常時監視の体制をより強固にするという点があります。また 56 ページの中ほどから下になりますがこれは従来から申し上げてきたものですが、8 月中に土壌濃度マップを作成するというのを明記しております。

また、57 ページの方には、区域ひとつは緊急時避難準備区域等を対象とした詳細モニタリング、もう 1 つは警戒区域や計画的避難区域を対象とした詳細モニタリングを行いまして、先ほどご説明になりました区域の見直しのために必要となる情報を詳細に得るためにモニタリングを実施していくということがございます。また海域モニタリングについてはまた範囲等の見直しを行うこととしておりますが特に、検出限界値を下げるということを明記しております。それから 59 ページの方になりますが、特に水環境という関係では環境省の方が 8 月から割とこれから新たに開始するモニタリングが河川等、地下水等についてもより充実してくるという話がございます。また農地土壌の関係ではこれも 8 月中になりますが農地土壌中の放射性物質、濃度分布図というものを作ることが明記されています。あと 60 ページの方では、こういったモニタリング結果についてはより分かりやすく提供する枠組みの一つとしてポータルサイトを 8 月中旬に整備をいたしまして、ここに掲げてありますような食品までも含めたモニタリング状況の成果がより分かりやすく、提示できるようにしていきたいと、今準備を進めているところでございます。

続きましてもう 1 つ放射線量等分布マップの作成についてということで 62 ページからになります。こちらについては内閣府の予算、科学技術戦略推進費、放射性物質による環境影響の対策基盤の確立の、放射性物質の分布状況等に関する調査研究という予算を使いまして、進めてきているものでございます。これについては空間線量のマップと土壌のマップを作るという大きな二つの柱が

ありますが、今回は空間線量の部分についての成果がまとまったということをつけているものでございます。土壌の採取地点、大体 100 キロ圏内の 2,000 箇所について行ったもので、同じ場所で空間線量も測っておりました。

また道路の上の走行サーベイということで実施したのも今回まとめられています。測定の実施日はこの 62 ページに書いてありますが 6 月上旬から 7 月上旬にかけて行われております。こちらについては非常に多様な大学を含めた多様な機関が参加しております。大学でいいますと 94 の大学とか研究機関などが参加してこの作業を行っております。

あと、参加人数も 409 人という人数が参加してこの測定とか土壌の採取等の作業を行ったものでございます。基本的には空間線量等について代替発電所に近い 80 キロ圏内は 2 キロメッシュという形で線量とかの測定は土壌の採取を行ったものでございます。具体的な地図については 77 ページにつけております。このような形でメッシュごとの測定点についての空間線量の値とあと 78 ページには道路上で測りましたものの道路上での空間線量率のグレード分けして色分けして載せているものであります。79 ページと 80 ページはこれまでの航空機サーベイで行った結果と通常文部科学省がとりまとめて、地上で地上の高さ 1 メートルで測っています測定点でのデータとそれを重ね合わせて見たものです。基本的にはおおむね大体やはり同じ傾向が得られたというふうなことではないかと考えておりますが、細かくみていきますとやはりいろいろ相違があるところもありますのでその辺の分析が更に必要だと思っています。

あと、64 ページに戻っていただきますが、今後ですが土壌濃度マップについては土壌の分析はクロスチェックを行うということもあわせて、ちょっと時間がかかっておりますが、それをまとめました上で 8 月末の公表を予定しているという状況です。また、この土壌分析の中ではプルトニウムとかストロンチウムの測定もマップとはちょっと別に大体それぞれ 100 点について行う予定にしています。現在作業を進めているという状況です。

続きまして別冊という方の資料の 4 ページでございます。こちらは大体 2 週間に 1 回ということでご報告させていただいておりますが、4 月の段階で福島県の中で、校庭の空間線量率が高かった具体的には、 $3.7 \mu\text{Sv}$ 毎時以上の学校は、継続的に測定しています。 3.7 というのは校庭の使用制限の 3.8 よりも 1 つ下げてより確実にモニタリングするよう設定したのが $3.7 \mu\text{Sv}$ 毎時というものでございました。その後こちらについては先生方に線量計を持っていただいて実際に人が受ける線量ということで毎回報告をいただいているものです。今回は 7 月 18 日から 7 月 31 日までということでございますけども 55 の学校や園の方から頂いたものの線量率の時間平均値は $0.1 \mu\text{Sv}$ 毎時ということでございます。これを仮に 1 日 8 時間年間 200 日という学校にいる期間を仮定して掛算いたし

ますと、年間の値が 0.2mSv に相当するというごさいまして、学校の目標は 1mSv 以下という目標にしておるわけですが、実際は 5 分の 1 程度だということで、この場合は 5 分の 1 程度だとなっています。なお、学校別の分布状況ですけれども、1mSv 以上のところはありませんが、0.5 から 1mSv の間のところが 2 つ、残りは 0.5mSv 以下が 53 というような分布です。

あと、前回いただいた宿題についてお答えしたいと思います。ゲルマニウム半導体によりまして、土壌分析をどのようにやっているかということで、1 方向なのか 360 度方向なのかというご質問がありました。確認しましたが、360 度方向が測定できるタイプというのは、大体試験管程度のものの資料が測定できるものに限定されているとのことで、土壌分析では使用出来ないのではないかと思います。現実に文部科学省でおこなわれている土壌分析は、一方向でやっています。ただこれはあくまでもゲルマニウム半導体分析による測定ですのでこれでも十分詳細な測定になるということと、外部からの影響を受けないよう鉛等の遮へいを行っていますが、そういった容器の支持体による吸収や試料自体の吸収などについては、減衰補正もおこなっているので、過小評価になることはないということをごさいます。あと、前回校庭土壌の関係の国の助成について、15 の都県が対象だと申し上げたかもしれませんが、正確に言いますと校庭土壌に関しては、通知は 1 都 15 県に対して通知していますが、補助の対象ということで限定しているわけではなく、全国が対象になるということですので、前回間違った発言をしておりまして恐縮でごさいます。文部科学省からは以上でごさいます。

○司会

続きまして原子力安全委員会からの説明となります。

○原子力安全委員会

原子力安全委員会の加藤でごさいます。私からは環境モニタリング結果の評価についてという 8 月 4 日付の原子力安全委員会の 1 枚紙で裏表にコピーしておりますのと、1 枚目は福島県の地図になっている参考資料を用いて説明いたします。

1 の空間放射線量の関係では文科省の坪井審議官からも御説明ありましたが、福島県内の細かいメッシュでの空間線量率が発表されております。参考資料の 6 ページから 9 ページにあるわけですが、その中でこれまで行った航空機モニタリングで得られている空間線量との比較もありますけど、それをよく見ますと白河市から福島市方向にかけてはメッシュで測ったのでも緑とか黄緑の線量が出ているわけですが、この線量をよく見ますと航空機モニタリング

で測った線量に比べて、若干高い値が出ているという傾向があります。航空機モニタリングは、既に他の県でも行われつつありますし、今後更に広い地域で行っていかれるということで非常に重要なモニタリング手段でありますので、是非この際航空機モニタリングでの線量測定結果と、地上での実測の関係について、よく詳細を調べておいていただいた方がいいのではないかというふうに考えております。それから 2 の空気中の放射性物質濃度については、大きな変化ございません。

4 の環境試料の関係では資料の裏面にまいますと海洋関係の話がまずございます。参考資料ですと 24 ページからになります。発電所周辺での東京電力による海水中のヨウ素、セシウムの分析では幾つかのポイントでセシウムが出ておりますけど、濃度限度を下回っているという状況であります。それから 27 ページは宮城、福島、茨城 3 県の沖合での海水中のセシウムの濃度でありますけども、全てのポイントで検出限界未満であるということでもあります。

それから参考資料の 28 ページにいただきますと福島県内の河川などでの水質、それから河川の底の土、砂などの放射性物質の分析結果でありまして、河川水からは今回は、1 箇所セシウムが検出されているという状況であります。濃度限度は下回っております。また、川底の土などからの状況については、参考資料の 30 ページにありますけど、全てのポイントでセシウムが観測されているということでもあります。川の水の方は、検出限界が 10Bq/L ということで行われていますが、全てのポイントで底の砂土などから出ていることを考えますと、もう少し川の水の検出限界値を下げて測っていただくことが必要ではないかと考えます。いつもながらですが検出限界値のことも一言書いてありまして、先ほども文科省から説明ありました総合モニタリング計画の中でも海洋の関係のところも書いてありますし、最後の留意事項というところで全体にもかかるように、検出限界値のことも書かれておりますので、関係機関においては、適切に対応していただけたらと思います。

それから資料の 5 の全国の放射能水準調査ですが、こちらは特段大きな変化はないという状況です。

それから前回ご質問いただいたことについてであります。前回文部科学省から 3 月、4 月、ひと月間の月間の降下物について全国での各県の測定結果が示されていましたが、それに関係してそういったものから発電所からの放出量を推定することは、可能かというご質問がありました。それで、結論からいいますと非常に困難だということでもあります。3 月ですと、ほとんどは発電所から出て、それが直接拡散していたものがとらえられていたわけですがけれども、4 月になりますと、そういったものに加えて、地球を一周あるいは更に回ってきたものが降ってきたのが観測されているという状況でありますので、基本的に環

境中で観測されたものから、放出の様子を推定するというのは、プルームとして飛んできたものをうまく捕まえて、逆算していくというのが基本的なやりかたでありますので、それ以外の形でその地点で補足された資料もあるという状況では、なかなか放出の様子を推定するのはなかなか難しいということでした。私からは以上でございます。

○司会

次に各プラントの状況につきまして、東京電力から説明があります。

<プラント状況について>

○東京電力から

東京電力でございます。それではまずプラントの状況からご報告させていただきます。まずA4縦の裏表になりますが、福島第一原子力発電所の状況という1枚ものご確認ください。福島第一原子力発電所の状況でございます。まずタービン建屋地下の溜まり水の処理でございますが、午前中の会見でお知らせしたとおり本日5時32分から滞留水処理量の改善のための仮設ホースの設置工事を行っております。このため水処理装置に関しましては、一旦停止を行います。現在工事の最終段階でございますので、会見終了時までに工事の状況等の結果をお知らせできればというふうに考えております。続きまして、トレンチ立坑、各建屋地下の溜まり水の移送でございますけれども、2号機に関しましては本日7時09分から再開いたしました。3号機に関しましては7時17分に一旦移送の方中断いたしております。そのほか建屋の水位、トレンチ立坑、タービン建屋の水位に関しましては、午前7時の状況でございます。会見終了時に最新値をお届けさせていただければと思っております。裏面の方にまいりまして、放射性物質のモニタリングに関しましては記載のとおりです。使用済燃料プールの冷却に関しましては、順調に冷却の方継続いたしております。なお、本日15時32分から4号機のスキマサージタンクへの補給を行っております。また圧力容器への注水、それから原子炉圧力容器の温度、格納容器の圧力の状況につきましては、記載の表のとおりです。その他工事の状況でございますが、がれきの撤去など本日の作業状況につきましては、これも会見終了時に皆さまに実績をお届けしたいと思っております。なお上から五つ目のポチでございますが、2号機の原子炉格納容器のガスサンプリングに関しましては、本日作業の方中止いたしております。少し時系列の方をお話させていただきますとこちらの方午前の会見で、9時から14時の作業計画を進めるというふうに申し上げましたが、実際には作業手順の確認等を行っていた関係で11時40分ごろ免震重要棟を出発いたしまして、現場の方に向かっております。しかしながら後ほどご説明い

たします免震重要棟の停電がございまして、一旦作業員の方は現場から引きあげました。その関係で作業に実際に向かったのは 14 時 50 分ごろというふうになっております。なお、その間現場の作業実施したわけがございましてけれども、中断した理由につきましては、現在現場からの報告を待っているという状況でございまして、後ほどご連絡させていただければというふうに考えております。

続きましてその下のポチでございまして、本日 12 時 09 分ごろ 5 号機でございまして。計装用電源の強化工事に伴う電源の接続試験中に原子炉水位に関しまさず誤信号が発信されまして、ディーゼル発信機の 5B が自動起動いたしました。こちらは単に自動起動したということだけでございまして、手動にて停止、点検を行っております。電源系統への影響等は特にございませんでした。なぜ原子炉水位に関わる信号の誤信号が発信されたかということにつきましては、現在原因を調査中でございます。

それからその下でございまして。本日 12 時 50 分ごろ免震重要棟にて停電が発生いたしております。なお、免震重要棟には、非常用ガスタービンが据え付けられてございまして、停電を検知いたしまして、12 時 51 分に非常用ガスタービンが起動いたしまして、免震重要棟の方は、一分間の停電ののち、電源の方は復旧いたしております。停電の原因等は現在調査中でございまして、免震重要棟に電源を供給いたしております予備変メタクラのところで、何らかの故障が発生したというような状況でございまして。なお今回の停電に伴いまして、原子炉への注水並びに格納容器への窒素封入、そのほか水処理設備の運転等をプラント側への影響はございませんでした。免震重要棟と休憩室の停電ということでございまして。なお、こちらの停電に伴いまして、12 時 50 分から 13 時 10 分の間 20 分間でございましてけれども、福一ライブカメラの映像が伝送できなくなったという状況でございまして。その旨に関しましてはホームページの方に注記させていただきました。

それからモニタリングの状況につきまして、ご報告させていただきます。まず海水の状況です。『福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について』、8 月 3 日採取分でございまして。こちら 2 号機 3 号機の取水口付近で高濃度の汚染水が漏出した関係で、毎日サンプリングを行っておりますが、結果につきましては 2 枚目の表のところをご覧ください。経時変化につきましては 4 ページ目から記載させていただきましたけれども、大きな変動等ございませんで。高濃度の汚染水が海洋に漏出してないというふうに判断いたしております。それからこちらの方もサンプリングの中でストロンチウム 89 の検出を行っております。3 ページ目の裏面になりますが、1 から 4 号機の取水口北側の海水になります。7 月 11 日にサンプリングしたもので、ストロンチウム 89 は 410Bq/L、またストロンチウム 90 は 170Bq/L がそれぞれ

れ検出されております。

続きましてサブドレンの状況です。資料のタイトル申し上げますと『福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について』8月3日採取分でございます。こちらは昨日採取いたしましたサンプリング結果になります。ページをめくっていただきまして、2枚目の表面のところに1号機から6号機、それから構内の深井戸のサンプリング結果でございます。経時変化につきましては3枚目のところから記載させていただきました。雨水の流入の関係で1号機等は多少上下しておりますけれども、高濃度の汚染水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。それから2枚目の裏面になりますが、こちら7月11日にサンプリングいたしましたサブドレン水のストロンチウムの分析結果でございます。2枚目の裏側になりますが、ストロンチウム89それからストロンチウム90の2号機、5号機のサブドレンの分析結果でございます。

それから最後になりますが、集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果でございます。A4横の資料でございますが、こちらは昨日ご紹介させていただいたとおり、丸の9というサンプリング点を今回追加いたしております。サイドバンカー建屋に10の4乗Bq/cm³程度の汚染水がたまっているという観点からサイドバンカー建屋の南東側のサブドレンの追加を行っております。8月2日からサンプリングを行っております、こちらの表の方は追記いたしております。3日のサンプリング結果でございますけれども、これまでと大きな変動等なく高濃度の汚染水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。

以上が配布した資料でございますが、水処理設備の仮設ホースの再起動の結果について情報が入ってまいりましたので併せてご報告させていただきます。5時32分から15時30分まで水処理設備を停止させまして、流量の改善工事、すなわち仮設ホースによりますバイパスラインの設置工事を行っております。15時30分から水処理設備を再起動いたしまして、16時13分に流量といたしましては50m³/hを確認いたしております。したがって今後は50m³/hが出るというバイパスラインを通常のラインといたしまして、運用させていただきたいというふうに考えております。東京電力からは以上でございます。

○ 司会

続きまして、細野政務官から一言補足の説明がございます。

○ 園田政務官

ちょっと宿題といいますか、1点確認をしておきますとなっていた、私からの

答えが抜けておりましたので、ご報告申し上げます。前々回のご質問にあったかと存じますけれども、家庭の電力、節電に関して記事の中では、1,000ワットのものを使ったのではないかと、という事で、実証データの中で家庭のものを使ったものはありませんでしたので、総量で去年のピーク時のものを使ったという事で、それを割ってそれが1,200ワットになっているんだという説明があったかと存じますけれども、その1,000ワットはどういう形で出ていたのかという事実関係を申し上げますと、これが去年の7月の23日でございますけれども、スマートメーターを導入する効果実験、効果の実証実験を昨年度22年度のですね、実証実験の中で行いましょうという形で、スマートメーターを既に取り付けた家庭の中で行われたという事でございます。電力の見える化を今後行っていくためには、こういった実証データを取る必要があるという形で、これが何世帯かな、すいません、世帯数までは出ておりませんでしたけれども、それで実証実験を行ったら、その時点で1,000ワットというデータが得られたという事でございます。ご案内のとおり、全体から見ますと、何の節電を行っていない一般の個人の世帯、家庭を対象として出していく必要があるという形で、この1,000ワットというものは用いていないという事でございました。ちょっと私から補足でございます。失礼いたしました。

○司会

すいません、園田政務官の事を細野政務官と言い間違えてしまいました。大変失礼いたしました。それではこれから質疑に入らせて頂きたいと思っております。まずは冒頭説明させて頂きました原子力施設の安全確保状況及び避難区域等の見直しに関する考え方につきまして、まず質疑をさせて頂きたいと思っております。その後、通常の形での質疑に入らせて頂きたいと思っております。前から申し上げますが、大変すみません、質問事項は出来るだけ冒頭にまとめてお願いしたいと思います。またご質問の際には所属とお名前を名乗って頂くともに、誰に対する質問であるかを明確にして頂くようお願いいたします。それではご質問のある方は挙手をお願いいたします。ではそちらの男性の方、そして後ろの女性の方、続けてお願いいたします。

＜質疑応答＞

○テレビ朝日 松井

Q：テレビ朝日の松井と申します。よろしく申し上げます。内閣府の園田さん、あるいは安全委員会の加藤さん、どちらか相応しい方にお応えいただきたいのですが、他にもない先ほどから、まず安全委員会の加藤さんの方からあったいろいろな条件の中でですね、こういう条件がクリアされればとい

うような項目がでました。それに対しては安全保安院の森山さんからの方の出ている内容を読むと、クリアされているように確かに聞こえます。そうしますと、具体的にですね、例えば緊急時避難準備区域の中の、もうどこかの市町村長とですね。いつの時間にこういう話し合いをして、そしてこういうふうな計画の、今、こういう目標、めどがあるんだという事がありましたなら、例えば具体的な市町村名等を上げてお答え頂けないでしょうか。お願いいたします。

A : (原安委) 安全委員会ですけども、まず今のご質問に対しまして、私どもが今日対策本部の方にご返事したペーパーの先ほどの資料の 6 ページになりますけども、そこに緊急時避難区域における (1)、書いてございましたのを黒ポツでアンダーライン引いている所ございます。その前半部分、「発電所の状態や状況から当該区域において屋内退避、避難の対応を要する事態が発生する可能性は極めて低く、かつ仮にそのような事態が発生しても対応のための十分な時間的余裕があると判断されること。」、ここについては、今日保安院から頂いた説明で、こういう判断は出来ると考えております。ただ、後半につきましては、まだ、我々としては、何ら判断材料は示されていないというふうに考えておりますし、あと実際の解除につきましては、これは政府の方で行われるものでございます。

A : (園田政務官) 私から緊急時避難準備区域の見直し、解除の考え方という形で、本日安全委員会からお示しを頂きました。それを受けましてですね、今後、まずは、ここでも書いてありますけども、しっかりと必要な除染とモニタリングというものを行っていく必要があるという事をご指摘を頂いているわけですので、それを更に行うとともに、原災本部の中で、この区域の設定の在り方について検討をしていく必要があると思っております。その上で区域内の安全性の評価が、お示しをして頂いたので、今後はそれを基に、各自治体の皆さん方とも、あるいは住民の皆さん方のご意見というの、これ大切な事であろうと思っておりますので、その点につきましてはモニタリングとそれから除染というものをしっかりと行う事を併せて、あるいは若干の、まだまだインフラ整備も今後行っていかなければならないと思っておりますので、それを総合的に行いながら、実際の皆さん方とのご相談という形になろうかと思っております。

Q : そうしますと今日 1 つの区切りが付いている日ではないかと思うんですが、この段階でもまだ市町村長さんと、例えば何時に話をしましょうとか、そ

ういう事さえまだ働きかけてもいないという事なんですか。

A : (園田政務官) 今後の対応という形になろうかと思えます。

Q : もう一度、今後の。

A : (園田政務官) 対応になろうかと思えます。

Q : 特に目標などは作っていらっしやらない。例えば今週とか今月とか。

A : (園田政務官) その辺については私から発表出来る立場ではありませんので、原災本部でしっかりと中で議論をして頂いていくと思っております。

Q : はい、ありがとうございました。

○フリーランス 江川

Q : フリーランスの江川です。主に園田さんだと思えますけれども、先ほどお米の話で農水省の対応について説明をされましたけども、検査をするというのは。

A : (司会) すいません。先に、最初の議題の所に絞った形での質疑をお願いしたいんですけども。原子力発電所の安全性の話と、それから避難準備区域の見直しの話に絞った形でご質問をお願いしたんですが。

Q : そうですが。分かりました。じゃあ 1 点だけ。それ以外のお米の話、また後で聴けるんですか。はい、園田さんなんですけれども、この間の時に、戻れないという最悪のシナリオは全く考えていないというふうにおっしゃっていましたが、昨日辺りから報道で民主党のプロジェクトチームが政府による土地収用ですか、原発周辺ですね、提言をされるというような話がありました。今はどうしたら戻れるかって話は出ていますけれども、戻れなくなる可能性の話については、党の方はそういうのは出していますけれども、園田さん達は、まだ全然考えていないと、何の準備もしていないという事なんですか。

A : (園田政務官) はい。党の PT です、そういうご議論があって、それを提言としてまとめたというのは私も承知をいたしております。一方、政府の

中でそういった議論があるのかというと、少なくとも私の所ではそういった事の検討というものはございません。

Q：その党の方は行っても、検討の方はしないんですか。

A：（園田政務官）それは私の立場でお答えはちょっとできかねる状況でありますけれども。私どもとしては今の現段階でそういった事を考えている、あるいは検討しているという事はございません。それは前回も申し上げたとおりでございます。

○エネルギーと環境 清水

Q：エネルギーと環境の清水と言いますが、今の避難区域に関連して一部解除の考え方ですが。これ条件がいろいろあって、例えば年間1ミリから20mSvで、これはその内部被ばくとか、外部被ばく等もいろいろあるでしょうし。これのその基準に達したかどうかという判断は誰がするのかというのが1点です。それから加えて今、園田政務官からもご説明ありましたけれども、帰れる条件というのは幾つか、恐らく5つか10位あるんだらうと、帰れる条件というのがですね。それはいったいどこがそこを評価して、そしてそれを判断する基準と言うか、材料と言うか、あるいは帰って生活出来るかどうかという事もそうでしょうし、あるいは帰って生活して環境モニタリングなんか、あるいはプラス健康管理をどうするかとか、そういった問題もあるでしょうし、その辺は統合的にきちんとやるようなシナリオがきているのかどうか、その辺を伺わせてください。

A：（園田政務官）区域の見直しに関しては判断するのは原子力災害対策本部でございます。最終的に判断するのは、そこで区域の見直しを判断させていただきます。それから、幾つかの条件をどこが評価をして、それをどういう形で決定をしていくのか、またその検討はしているのかということでもありますけれども、現時点で緊急時避難準備区域、こちらについての検討に入ったということは、申し上げられるわけでございますが、避難区域あるいは計画的避難区域に関しましては、これからの形になるかと思っておりますので、現時点で皆さま方にお示しをさせていただいておりますけれども、この先月発表させていただきましたロードマップにおいては、このステップ2での終了時の時点を目標に、これから検討に入りたいというふうに思っております。

Q : その基準に達したかという評価なり、判断はどのような形でやるんですか。それからもう一つ、1番最後におっしゃった事で、一元的に帰って生活ができるかどうかというのを管理したり、対策を打ってたりというのを意思決定する組織ってというのはどこになるんですか。

A : (園田政務官) どのような形で評価をするか、これは今回もそうでありますけれども、幾つかの状況をまず原子力安全・保安院がお示しをしていただいて、それに対して安全委員会で再度またそれに対しての考え方を評価をしていただくという事になります。またその評価をいただいたなら、それを元に原子力災害対策本部の方で判断をなされるという形になります。それから健康管理も一元的に原子力災害対策本部で検討し、そして最終的に判断をするという形になります。

Q : 復興庁なんかができるんですよね。今度。それとの関連というのは全くないんですか。原子力はあくまで統合本部で仕切っていくという事ですか。

A : (園田政務官) 復興基本法の中においては一部その原子力の事故に対する考え方というのが書かれているわけですが、ただしこの区域の見直しに関しましては、災害対策本部で判断をするという形になっておりますので、それに従って検討がなされるというふうに思っております。

Q : すいません。区域の判断と、先ほど質問が出た避難地域、あるいは原子力汚染地域の土地の国有化というのはそこは直接リンクしないのですか。

A : (園田政務官) 土地の国有化については私が存じ上げておりませんので、どこで検討するのか、あるいは検討する土壌にあるのかも含めて、全く白紙の状態ではないかというふうに思います。

○共同通信 新井

Q : 共同通信の新井と申します。今回の一つの安全確保の状況という、避難準備地域解除の一つの条件が整ったという事なんですが、これ保安院さんに質問した方がいいのかちょっと分からない、取りあえず保安院森山さんにお問い合わせしたいんですけれども、基本的にこの前のような地震、津波が起きた場合に、ある程度の対策はもう大丈夫なのかという事をまずお尋ねしたいのですが。

Q : それとは後、別に出すね、除染モニタリングインフラ整備というさっき解除の条件のお話が、これは安全委員さんの方からあったと思うんですけども、これのもうちょっと具体的な例えばモニタリングだったらどんな所でやるのかとか、除染だったらどういった内容かだとか、そういったお話を聞かせてください。

A : (保安院) 保安院からでございますけれども、今回の様々な対策におきまして、例えば電源ですとかポンプですとか、高台に準備するなど津波や地震に対する対応は基本的にできていると問題ないというふうに考えております。

A : (原安委) モニタリングにつきましては今日、文科省からモニタリング総合計画の話ありましたけれども、モニタリング調整会議の方で取りまとめられるという事でございます。安全委員会としてはモニタリングにつきましては基本的な考え方は、既に今日の前に既にお示しをしてあります。それから除染などにつきましても、先日お示しをした今後の避難区域の解除ですとか、復興に向けた放射線防護の考え方ということの中で、除染などについても基本的な考え方は示してありまして、それを受けて災害対策本部、特に生活支援者チームの方でいろいろお考えになっていきますし、モデル地域の除染などは地元等も協力して、幾つかのケースは始められていると承知しております。

Q : すいません。保安院の森山さんに追加の質問です。先ほど基本的な対策は出来ているという事だったんですけども、これ意地悪な質問かも知れませんが、今回の地震、津波でこんな事態になってしまったというのは想定外の物が来てしまったからだというのが、これまでのお話だったと思うんですね。逆に言うと、今回のこれでもう大丈夫だという事に関して言えば、それ以外の想定外の部分についてはある程度何かお考えがあるのかというはお聞かせいただけますでしょうか。

A : (保安院) 一つはまず津波、地震対策。これは先ほど申し上げましたように、高台に置くとかそういう対応を、今回の地震、津波の経験を踏まえて実施している事と、それから評価そのものがかなり保守的に考えておりまして、今回の注水時間も様々な準備をして、訓練もしておりますけれども、例えば今回最長だった 14 時間 9 分、15 時間の注水が中断したとかですね、更には炉心の状態も保守的に見ております。水素爆発についてもかなり、これ

は初期の頃の評価を使っておりまして、炉心の状態がまだ十分に評価できなかった時のかなり保守的なものでございますので、全体としてかなり保守的に評価をしていると考えております。

Q : 保守的な評価というのは分かったんですが、ある程度のこれ以上超してしまうとまずいみたいな評価見たいのは何かあったりするんですかね。何かでっかいことが起きたときに、ここまでの基準だったら考えていたけれども、これ以上もっとおっきいことが起きてしまったらどうしようというようなことは、いろいろな対策を考えているというのは分かったんですけどもそこはどうでしょうか。

A : (保安院) 基本的に原子炉の安全は炉心を冷やすということに尽きると考えていますので、それが出来る体制はとってきていると思っております。それが出来なくなる状況として、もちろん原因はともかく中断するというのを考えておりますので、そういう意味で何かあるのかというのは思いつかないところもありますけども、地震や津波などによって注水、要するに冷却というものが途絶えると、その原因をそういったことが起こった時に対応できるとかということで今の準備状況で十分できるであろうと考えております。

○産経新聞 大竹

Q : 産経新聞の大竹と申します。一点のみ保安院と安全委員会にお伺いしたいんですが、東京電力からの報告徴収を受けて保安院が今日評価して安全委員会に提出する。で安全委員会がこういう形で評価したという流れも分かりますし、保安院としても東電からの報告を受ける前にある一定のパターンをお考えになってこういう期間で住民の避難に関わる場所ですので、可及的速やかに評価をしたいということもよく分かるんですけども、国民からするといささか評価の時間が大分短いのではないかなと、疑念を持つ人もいるのではないかと思うんですが、しっかりと評価されているのかどうかということについてご両者から見解をお伺いしたいんですが。

A : (保安院) 保安院でございますが、報告徴収の中身でございますけども保安院としましてはこれまでも日ごろ毎日確認をしている内容です。ただ大変重要な案件、こういった避難解除というような緊急時避難準備区域の解除につながるような問題ですので、法律に基づく報告徴収を改めてとったということ。この報告徴収という意味合いは、もしその内容に問題があれば、

罰則もかかるようなものでございます。内容的にはそのこれまでずっと日々確認してきたこと。それからこの評価についても一番実際の事故時に注水停止時間が長かった時間というものは、想定しながらやってきていますので、昨日報告がでて改めて初めて評価をしたとかいうことではございません。十分それまでに検討したものについて、あらためて法律に基づいて取ったというふうにご理解いただければと思います。

A : (原安委) 安全委員会ですけども、発電所のこの状況を、特に周辺の皆さんといいますか避難解除との関係でどう評価するかということについては、1ヶ月ぐらい前から保安院との間ではいろいろ意見交換をしております。どういった事象を想定するのかとか、何を見ていいか、悪いか決めていくのかというような所からですね、実際に行う解析についても、今日も何度か話しが出ていますけども、基本的には6月時点での解析を使っているわけですね。その後の炉心の状況が分かっていない。本当にそれ以上、新たな状況は分からないのかという中で、非常にある保守性の扱いをどうするのかといったようなこと。何度かいろいろ議論してきて、今日最終的にこういうのをいただいたということでもあります。

そういうことで確かに外から見ていると、今日の委員会で1回だけというふうに見えるわけですけども、実際には、そういったやり取りをしておりますので、そういったことにつきましても、どんな点に着目してやってきているのかというのは何らかの形で世の中にお示しできるようにしたいというふうにご考えております。

Q : 今のに関連いたしまして政務官にも一点だけ確認させていただきたいのですが、こういう形で従前から準備をしていたということですので、この今日、安全委員会が示された見解、一つの基準として政府はこれから検討を進めていくという理解でよろしいでしょうか。

A : (園田政務官) おっしゃるとおりでございます。今日、安全委員会からお示しをしていただきました、ご評価を頂きましたので、それをしっかりと今後は政府の中で原子力対策本部の中で実行していくといたしますか、地域住民の皆さま方、あるいは自治体の皆さま方のご意見とも調整をさせていただきながら今後検討を更に進めていくということになると思います。

○NHK 横川

Q : NHKの横川です。幾つか解除の関係と炉の安全性のことで確認させてくださ

い。最初園田さんにお伺いしたいんですけども、先ほど江川さんの質問でもあったんですが、今後帰れる可能性、帰れない可能性についてのことなんですが、先ほどご発言で帰れなくなるという最悪のシナリオについては、現在のところ考えていないし検討もしていないというお話しだったんですが、改めて想定外だからそれでいいのか、ということと仮に数ヶ月後の段階でも同じようなことになり得るのかということをお話してください。というのはですね、福島の方地元の方々によっては、早い段階で帰れないのであれば帰れないという可能性もあり得ることも含めて、示していただいた方が、それを踏また上で新しい生活について前に向かって歩いていく方も当然いらっしゃるわけで、逆に帰れないのにいつまでも帰れないという可能性を示され続けていくのは、逆にそういう人達にとっては、ある意味つらい状況になり得るということをお話した場合、いつまでも今の段階では最悪のシナリオは考えないということをお願いするというのは、そういう人達にとってはある意味で負担になり得るわけですけども、それを踏また上で現段階では考えていないし、検討もしていないということよろしいのかということをお話してください。

Q：次に手続きのことを確認したいんですけども、今後解除に向けての手続きの中で今回はある意味で一つの条件が示されただけで安全委員会の方としては、例えばモニタリングの結果等恐らく実際に解除するにあたっての後段の部分は、まだ示されていないというお話しだったと思うんですけども、手続き上、今後実際に解除するときというのは改めて安全委員会の方にこういう条件がそろったので解除したいと考えているのだけでしょうかというように意見を求めることになるのかということを確認させていただきます。

Q：次に炉の安全性の部分についてなんですけども、今の産経の方からのご質問でもあったように、同様の同じ趣旨になるんですけども、一つは今回原子力安全委員会に対しての考え方の意見を求めるのが日付を見ますと今日意見を求めている、すぐに考え方の意見が示されているという、今日意見を聞いて今日考えを示すというのが余りにも早いといえますか、要するにスケジュールありきという感じがするのですが、これについてはどうお考えなのかということをお話してください。それにこれも関連するんですけども、先ほどに質問にもあったんですけども、一昨日報告徴収をして、昨日報告を出してきて、今日その評価をしてそれを安全委員会の方で評価をするというのが非常に1日単位で動いているという状況になります。うちのNHK

のニュースの今日放送しているんですけども、この週末にはすぐに地元の自治体の方々との調整に入るといふ工程、スケジュールを見るとそういうふうになっていると伺ってしまして、何が言いたいかといいますと、スケジュールありきで、ある一定の炉の安全性の評価ですとか、解除に向けての考え方というものが示されているように感じるんですけどもその辺りについて関係者の皆さんはどういうふうにお考えでしょうか。ということを確認させていただきます。

Q：後最後に炉の安全性の評価について確認をしたいんですけども、昨日の発表された段階でいなかったもんで申し訳ないんですが、例えば炉の安全性の説明の中で、例えばいろいろこういうふうに想定してますとあるんですが、本当にそういう想定どおりに出来なかった場合のことをどういうふうに検討されているかというところで確認をしたいんですけども、例えば全く注水ができない。15時間で回復できなくて全く注水が出来なかった場合の最悪の場合、今の炉の状況だとどういふ最悪の状況になりうるのかという部分については、どのようになるのか東電の方に教えてください。

Q：後例えばいろんな装置が起動するというふうになってはいますけれども、例えばバックアップのポンプですとか、ディーゼル発電機といったものが、本当に起動するかどうかの、例えば定期的なチェックといったものがなされているのかどうか。例えば先日、確か5号機でやろうとしたところ、ディーゼルエンジンが1個動かなかったケースがあったと思うのですが、そういったような状況を確認はされているのかどうかということはいかがでしょうか。

Q：あと、例えば消防車が近づけるといふふうになっているのですが。例えば、津波警報若しくは大津波警報等が出ていた時に、海側に人が近づけないということもありうると思うんですけども、そういった想定はどのようになっているのでしょうか。つまり、そういったマニュアル上そういった場合はどうするということとはちゃんと規定はされているのでしょうか。

Q：あと、例えば前回、実際の今回の地震では15時間、最大できなかったということで15時間見積もられていますけれども、その想定外というものを考えた場合、決して15時間というふうに限らないと思うんですけども、それ以上駄目だった場合ということとは想定しなくてよろしいのでしょうか。取りあえず以上です。お願いします。

A : (園田政務官) 最悪のシナリオを想定していないということに対してのお問い合わせでございますが。何度も私も申しあげておりますように、今、私どもにとりまして、この事故収束を必ず成し遂げていかなければならないというのが最大の使命であり、責任であろうというふうに思っております。だからこそ、ロードマップをお示しをさせていただいて、一つ一つそれを確実に進捗をさせていくという形を取らせていただいております。その過程の中においては、様々な事象が起きて、ステップ 1 の終了の段階においても、かなりの部分でそこに至るまでは様々な困難な状況もあったのは確かでございます。したがってそれを乗り越えつつ、今、冷温停止に向けてステップ 2 に入らせていただいたというところが、私どもの進捗であります。それを踏まえながら、先ほど申しあげましたように、この緊急時避難準備区域については、もう既にモニタリングもかなりの部分で進んできて、そしてまたそこに住んでらっしゃる住民の皆さん方もいらっしゃるわけでございますので、そういった皆さん方の声に、私どもは最大限全力でお答えをして行くべく、今、努力をさせていただく。ようやくここに来て、その安全性というものが、安全委員会において、まだまだ幾つかご指摘をいただいておりますので、それを条件として満たしていくというのが今の私どもに課せられた最大の責務であろうというふうに思っています。したがって最悪なシナリオというものは、私どもにとりましては、今の時点で考えるものではない、住民の皆さん方に戻っていただけるように、政府として最大限、あるいは避難の先においても、皆さん方がお困りにならないように、私どもが最大限のサポートをしていくというのが課せられた責務であろうというふうに思っております。数ヶ月後にもそうかというふうで、そういった考え方でいいのかということでございますけれども。先ほど申しあげましたように、計画的避難区域と警戒区域については、ステップ 2 の終了時点において、更に目標に更に検討を進めて行くというふうに申しあげておるところでございますので、まずはステップ 2 の終了に向かって、私どもは全力を傾けていくということに尽きると思っております。

A : (保安院) 保安院でございますけれども。まずは 15 時間ということがどうかというご質問もございましたけれども。私ども現在の準備状況からするとこの時間は相当余裕のある、時間的に余裕のある時間であるというふうに判断をしております。それから今回の手続きというご質問がございました。先般 7 月 19 日の第 1 ステップ終了時、細野大臣も会見でご説明されておられますけれども、客観的な分析をした上でということ、遅くとも月内若

しくは 8 月の頭には確認をしたいというようなご発言がございました。したがって保安院といたしましては、こういう目標で進めてきたということでございまして。この評価と報告徴収の内容なんですけども、報告徴収の内容そのものは、必ずしも新しいものではないと考えております。私ども評価をして、最終的にその前提として、これまで確認をして、東京電力からの情報は得ております注水の状況ですとか、様々な対策について改めて確認したということでございまして、評価そのものは、どういうふうに評価するのかということは、その時点から当然準備をしてきておりますので、ただ先ほど申し上げましたように最終段階で、やはりこれは重要な問題なので東京電力からの状況については、報告徴収という、法律に基づく対応を取らせていただいたということでございます。

A : (原安委) 安全委員会ですけども、今後の解除に向けての手続きの中で、改めて安全委員会の意見を求めるのかということがございましたけれども、それは結論から言えば、そうであります。実際に市町村を決めて避難などの指示をした公示が既にあるわけでございまして、解除するためには、その公示の変更ということになります。そういった場合には、原災法に基づいて原子力安全委員会の意見を聞くという手続きが踏まれることとなります。

A : (東電) 東京電力の方から、昨日報告させていただいた内容につきまして、少しご報告させていただきますが、ご質問にあったように突然最悪の事態が発生するわけではございませんで、まずは原子炉の注水という観点から申し上げますと、現在 1 台のポンプで 3 台の原子炉の方へ注水をしているが、この 1 台に関しましては既に残りの 2 台がバックアップという形で設定しておりますし、更にその 3 台とも使えなくなったというような場合には、隣に置いてありますディーゼル駆動の注水ポンプというのがございまして、そちらの方がバックアップをしていくと、更に、それも使えなくなったというような場合には、純水タンクの脇に予備のポンプがまた 3 台置いてありますので、都合ポンプ類では注水能力として 9 台分のポンプが既に用意してあります。また、こういった外部電源もしくは電源車から電源を受けるポンプでございまして、そういったものが使えなくなったというような場合に備えまして、最終的には消防車を用意しておりますが、消防車に関しましては都合 15 台が発電所の中に待機状態になっておりますので、バックアップの体制はとれているのではないかと考えております。またホース、配管類に関しましても、現在据え付けておりますけれども、損

傷した場合に備えまして再度引き直す程度のバックアップ用のホースは用意してあるという状況でございます。したがって、また大きな地震、津波等に襲われた場合には、今回の経験を基にがれきの撤去等から始まりますけれども、そういった場合に備えてのブルドーザといいますか、そういったがれき撤去用の重機等もございますので対応は可能かというふうに考えております。また大津波警報等が出ますと、当然屋外の作業等は行えませんので、津波警報が解除されてからということになります。溶融する時間といたしましては、私どもの解析ではいわゆる1,200℃、水—ジルコニウム反応が急激に進展する温度といたしまして1,200℃までには1号機で15時間、3号機で13時間というふうに見ておりますので、この間に注水が復旧できれば先ほどの保安院さんの方の説明にあったとおり、大きな放射性物質の放出に繋がらないというふうに考えております。基本的には、複数の設備が同時に機能を喪失した場合でも、およそ3時間程度で注水を再開できると考えております。また、単なるポンプの停止やホースの損傷といったポンプの故障、あるいは電源喪失等でございますと30分程度で注水を再開できるというふうな見通しを立てております。こういったことに関しましては今後、現在、対応フロー等をまとめておりますので、今後訓練等実施して、より確実なものにしていきたいというふうに考えております。

Q：幾つかのお答えいただけなかった分があったので確認です。安全委員会の方で意見を求めるのは今日で、今日求められて今日回答を出したというそのスケジュール感については、どのようにお感じになるかというのが1点と、あと東電さんの方には、何もできなかった場合、何も注水ができなかった場合どうなるのかというその現状でいうと、現状の最悪のシナリオっていう場合には、どうなりうるかという最大のリスクってのはどうなっているかを一応教えてください。

A：（原安委）安全委員会ですけれども、今日も実は班目委員長も議事の中で申し上げていましたけれども、実はこの解除の考え方については委員会の中で随分前から議論してきていまして、いずれはこれは聞かれる問題であろうということがございました。そういうことで、7月19日には今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的考え方というのを出しておりますけれども、それを検討するのとほぼ並行して、いずれこうした意見照会はあるだろうからその時どう答えるかというのは、中では準備しておりました。そういうことで既にある程度前には準備万端整っていたということでありましたので、今日お問い合わせいただいても今日返事ができたとい

うことであります。

A : (東電) 東京電力でございますが、私どもといたしましては、注水がない状態で 1, 200℃まで到達する時間に関しましては、1 号機が 15 時間、短いものの 3 号機は 13 時間というような評価をさせていただいたということになります。15 時間それから 13 時間を超えて注水が依然としてできていないという状況のその先については、現在の時点ではまだ評価は行っておりません。

Q : 結局それは行わなくてよろしいのでしょうか。つまり例えば今ご説明の中で大津波警報が出ている場合は、屋外での作業ができないというお話でしたが、前回の 3. 11 の津波の時は、大津波警報は多分そんな半日じゃ解除されなかったというふうに記憶してるんですけども、そうなった場合ずっと作業ができなくなってしまうということになってしまうわけなんですけども、そういったことを踏まえて最悪の状況がどうなるかというのは想定していただいて、それをお示ししていただいた方がそのリスクというものを示すということになると思うんですけどもいかがでしょうか。

A : (東電) まず、今回の事例もそうでございますが、実際には大津波警報は出ていると思っておりますが、その後収まっていたということもありましたので、現場の作業の方は一部再開いたしておりましたが、そういう意味では状況を良く見ながら実際の現場の作業はとりかかるのではないかとというふうに考えています。それから 15 時間ないしは 13 時間以上引き続き注水ができないというような状況につきましては、その必要性も検討して、公表できるようにであれば公表させていただければと思っております。

Q : ありがとうございます。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q : NPJ 吉本興業のおしどりで。よろしく願いいたします。保安院の資料でするので保安院の森山さんにお聞きします。まず、3 枚の方の短い資料なんですけれども、2 ページ目のところの、異常事象が生じた場合の影響評価なんですけれども、放射線影響評価の条件というところで、私が聞き逃してたら申し訳ないんですけども、気象条件は 1 年間の最も厳しい条件を設定ということなんですけれども、具体的にどのような条件が教えてください。あとその上の部分の、セシウム等による外部被ばくと内部被ばくを合計した

評価、小児甲状腺等価線量の評価ということなんですけれども、これはセシウム等ということはヨウ素の評価もきっちり入ってるんでしょうか。小児甲状腺というのはやはりヨウ素がメインだと思いますので。あと保守的な評価と何度もおっしゃられましたが、この基本解析、各号機の炉心にほとんどの燃料が残っていないケースと、3号機の炉心に多くの燃料が残っているケースの、これ住民の実効線量と小児甲状腺等価線量のところなんですけれども、少し今回の事象に比べて小児甲状腺等価線量ヨウ素被ばくの評価が低いように思えるんですけれどもいかがでしょうか。作業員の方々に、高線量被ばくされた、初期に発表された678mSv、643mSvの方々なんですけれども、内部被ばく590のうちほぼ99%ヨウ素だったんですけれども、そのことは踏まえられてるのでしょうか。この分厚い方の資料の16ページ、ステップ1終了段階における評価の16ページなんですけれども、核種グループ別の放出割合の基本解析が、セシウム類とヨウ素類が大体1対1になってるんですけれども、これはどのような判断で1対1で放出しているという評価に下ったんでしょうか。

Q：あと、安全委員会の加藤審議官にお聞きします。避難基準は20mSvをまず目指すということでしたけれども、よくよく1mSvを目指すということなんですけれども、空間線量ではなく除染などだと、核種のBq数を考慮した方が除染はしやすいと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお聞きします。

A：（保安院）原子力安全・保安院の原子力防災課長をしております松岡と申します。ただ今のご質問に幾つかお答えをさせていただきます。まず気象条件でございますけれども、1年間の最も厳しい条件を選定と書きましたが、これはシミュレーション、100以上の気象条件のシミュレーションをしております。そこで20キロ地点において最大となる線量が20キロ地点の所で様々な気象条件で確率分布が出てきます。その中で最も線量の高くなる数値、これを選んで線量評価をしていると、その線量になる可能性がちょっとでもあればその線量を数値としていると、そういう状況でございます。それから、セシウム等による外部被ばくと内部被ばくを合計した評価とございますが、これはもちろんヨウ素は既に1,000分の1以下といたしますが、かなり減衰してしまっておりますし、燃料の中からは放出されたものもございまして、かなり少なくなっておりますがヨウ素についてもこれは考慮してございます。それから、核種グループ別の放出割合という16ページの所でございますが、これでその基本解析のパターンでほとんどセシウ

ムと数字が類似した数字には見えてございますが、実際にはここから係数かけなくてはいけなくて、その上でのシミュレーションということでございますので、ヨウ素に関しては実際にこれよりも数値がセシウムと比較して、非常に数値が低い、先ほど申し上げましたように放出や減衰によって下がっているというふうにご理解いただければと思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。現時点ではヨウ素はほぼ放出されたという考え方という認識でよろしいでしょうか。

A : (保安院) 先ほど申し上げましたとおり、放出とそれから減衰というふうに理解していただければと思います。

Q : 分かりました。ほぼヨウ素が放出そして減衰したということで、それは、すいません、これは、燃料からのヨウ素がほぼ放出、減衰されたということでしょうか。

A : (保安院) すいません、ちょっと聞き落としてしまって。最後どこからのヨウ素とおっしゃいましたでしょうか。

Q : どこからのと言いますと、この評価、この解析の元になったところなんですけれども。例えば 3 号炉の炉心に多くの燃料が残っているケースの場合は、これは 3 号機の炉心の場合ですよね。

A : (保安院) はい、そのとおりです。すいません、そのとおりでございます。3 号機の、燃料の所の中でのヨウ素ということになります。

Q : 3 号機の炉心は、ほぼ放出した減衰したという考え方なんですか。

A : (保安院) 原子力安全・保安院の古作と申します。今減衰ということですが、放射線物質の特性としまして、自然にどんどんなくなっていくという性質がありますので、ヨウ素 131 ですと 8 日で約半分になるということございまして、4 ヶ月経っているということで 1,000 分の 1 程度になくなっているということでございます。ですので、放出していないものについても 1,000 分の 1 になっているということで影響としては軽微なものに、セシウムに比べると、大分小さくなっているという状況でございます。

Q : 分かりました。ありがとうございます。これは注水停止 15 時間した後の状況だと思わうんですけれども、注水停止 15 時間した後その放出したもの、半減期過ぎたものという考慮ということで、注水停止 15 時間した後何も出てこないという考え方になるんですか。すいませんちょっと理解が遅くて。

A : (保安院) 注水停止 15 時間の後ももちろん注水は続くわけですが、そこまでに燃料も加熱されてございますし、そこはまだ放射性物質の放出は続きます。例えば 30 ページでございますけれども、ここには燃料が残存しているケースで 15 時間注水停止して、注水量が 60m³ のケースというのがグラフとして書かれてございます。図の 18 ですと、温度が 15 時間に向けてどんどん上がって行って、実際には注水が再開されても温度が上がっていくというような状態があります。そこから徐々に徐々に温度は下がるということになります。そして、下の図の 19 をご覧になられると分かりますが、環境への追加放出割合というのも少しずつですが、このように環境への放出もあるということになります。ただし、冷却が続きますのでこの数字は段々小さくなっていくということになるわけです。

Q : 分かりました。全然別のことをお聞きしたいんですけど、ヨウ素が放出を余りしないというのが分かっているのなら、今までに放出したヨウ素の Bq 数というのは概算で分かるものなんですか。

A : (保安院) これまでのというところで、事象 3 月 11 日から現在までというところで申し上げますと正確にお答えできないというのが状況なんですけれども、大きく分けまして、当初 3 月 11 日から事象が進展してというところで申し上げますと、6 月 6 日に我々としては、炉心状態についての解析を公表してございます。それについては今回の解析の元になっておりますが、IAEA に提示しました報告書にも記載をさせていただいております、地震発生から 1 週間程度の時の事象進展を踏まえた放出量というのを公表させていただいております。その後はある程度は冷却がされておりますので、あるいは注水の状態というのが幾つかばらついているところもございまして、その点についてはまだ評価を正式にはできておらないということでございます。更にその 4 ヶ月間の冷却ということで現状どうなのだというところにつきましては、今回の評価の中で日常的な放出ということで、これについては敷地境界の所でのダストモニタリングというところの数字から、東京電力さんの方で評価をされて、少し保守的ではございますが、あらあらの数字が書かれている。これは、現在は先ほど申し上げましたヨ

ウ素 131 というのはほとんど減衰してないということですので、セシウムの評価になってございますけれども、評価をされているという状況でございます。

Q : 分かりました。ありがとうございます。その 6 月 6 日の以前放出が MELCOR で解析された分だと思えますけれども、まだ、いいです。すいません、ありがとうございました。

A : (原安委) 安全委員会ですけども、避難区域ですとか計画的避難区域が一部なり解除されて戻られる場合の 1 年間の線量をどれぐらいに抑えるかということについては、20mSv は絶対下回らないようにしないとイケない上で、1 から 20 の中の実際どれぐらいを目指すかということについては、地元も巻き込んだ形でいろいろ協議をして決めていただき、またその際には、実際に除染などを行ってどれぐらいにできそうかというのをちゃんと技術的な裏づけも持って、そういう目安、その値、専門的には参考値と言っていますけれども、そういうのを決める必要があるわけでありまして。したがって参考値は、概念としては 1 年間のそういった地域に住まれる方の被ばく線量ということになるわけですけども、じゃあ実際普段計測可能な量に換算するとどうなるかということも、必要でありますので、そういったもの例えば空間線量率、1 時間当たりの μSv であるとか、あるいはその土壤の放射能濃度や表面沈着密度、 Bq/Kg ですとか、 Bq/m^2 といったものに変換することも可能であります。そのことは 7 月 19 日に出しました今後の避難解除等に向けた放射線防護に関する基本的な考え方に書いてあります。ただその際重要なのは、目安線量というのは、外部被ばく、内部被ばくを含んだことで考えますから、その地域における被ばく経路をよく考えて空間線量率なり、土壤の放射能濃度などを使う時にはそういった被ばく経路をよく考えた上で、適切な値を設定するということが必要になってまいります。

Q : 分かりました。ありがとうございます。そのお伺いしたかったのは、核種の Bq 数を出した方が核種において挙動が違いますので、除染しやすいのではないということなんですけれども、これだとほぼセシウムのみ線量という考え方でセシウムの除染を行っていくという考え方になるんでしょうか。

A : (原安委) 実際に今対象になるような地域での線量のかなりの部分はセシウムから出ておりますので、まずはセシウムを念頭に置いて、とにかく空間

線量を大きく下げるのであればセシウムを念頭に置いて除染をやるのが非常にまず第1優先順位であると思います。

Q：分かりました。どの程度のダストサンプリングをしているかというのもすごく興味があるんですけども、これは今出ている文科省のデータ以上のダストサンプリングの以上のデータはないという認識でよろしいでしょうか。

A：（文科省）文部科学省でございます。今は測定しているものは全て発表しておりますので発表しているものが全てでございます。

Q：分かりました。ありがとうございました。

○ 共同通信 佐分利

Q：共同通信の佐分利と申します。避難区域の解除に関してですね、文科省の坪井さんと園田政務官にお伺いしたいんですが、原子力安全委員会の方では、今回のきめ細やかなモニタリングと除染というのがキーワードになってると思いますが、きめ細やかなモニタリングについては、スケジューリングというか8月2日にモニタリング調整会議の方で発表になってると思いますが、具体的なその除染をどういう人たちがどれぐらいの規模でやるのかとか、そのイメージをどの程度持ってらっしゃるのか教えていただきたいんですけども、これはきめ細やかなモニタリングをやってみて、その結果を踏まえてその先に進むという考え方なんでしょうか。よろしくお願ひします。

A：（文科省）文部科学省でございます。今の緊急時避難準備区域のことに関してということよろしいでしょうか。ご質問の対象は。

Q：そうです、はい。

A：（文科省）それにつきましては、先ほどお配りしている資料の57ページに書かせていただいています。これが緊急時避難準備区域に対する詳細モニタリングということで、大きく3つの内容がありまして、学校とかいわゆる公共施設の空間線量のモニタリング、それから周囲のいわゆる通学路も含めた道路ですね、生活空間の道路に関するモニタリング、あと市町村の個別の要請を踏まえたモニタリング、こういったところでの測定値を出す

ことが大事だろうと。これは 8 月中旬ぐらいまでにはそういったものの分布マップを作成して地元にお示ししようと。実は除染については被災者生活支援チームの方の担当になりますので、そちらの方でこういったモニタリングの状況を見ながらどこをどういう形で除染するかの計画を地元と相談いただくということになるかと思っております。

A : (園田政務官) 今ので付随して申し上げるならば、生活者支援チームの方では今既に除染、地域の住民の皆さま方に除染のやり方も含めてお伝えをさせていただいております。そして今、例えば南相馬市で一部行われているというふうに聞いておりますけれども、緊急時避難準備区域の所でありませけれども、その地域も含めて今後更に他の自治体の皆さん方にもそういったことを広めながらといいますか、ご紹介をさせていただきながら地域住民の皆さん方と一緒にそういった除染の作業というものが行われていくことになってまいります。

Q : すいません、追加でなんですが、そうしますと地域住民と一緒に調整をやっていくということなんでしょうけれども、自宅を持っていらっしゃる方は自分の家の周りを誰が除染、まずモニタリングでどれくらい高いか測って除染をしてその後どれくらい下がったかということをしちゃんとフォローしてもらえるとということでもいいのでしょうか。

A : (園田政務官) はい、あのおっしゃるとおりです。モニタリングはですね、事前のモニタリングとそれから事後のモニタリングというものはしっかりやっていった上で、ここまでの線量軽減になりましたということは、きちんとお示しをさせていただく工程になっております。

○ 読売新聞 佐藤

Q : すいません概に出た話だったらちょっと恐縮なんですが、東電の松本さんに確認させてもらいたいんですが、先ほど注水が止まった場合に 1, 200℃に達するのは 1 号機が 13 時間、3 号機が 15 時間というようなご説明だったと思うんですが、2 号機については、そういう数字っていうのはないのでしょうか。

A : (東電) 失礼いたしました。1 号機が 15 時間、2 号機が 14 時間、3 号機が 13 時間でございます。

Q : ごめんなさい 1, 200°C という温度をとったのはこれは何の温度というふうに考えればいいですか。

A : (東電) 水-ジルコニウム反応が急激に進展する温度ということで評価のポイントとさせていただきます。

Q : すいませんこの保安院の方から、先ほど追加で出た報告書、安全確認状況についての報告書を見ると、燃料が移行したケースについては、いっぱいグラフがついているんですけど、いわゆる燃料が圧力容器の中に残存して、そうやって温度が上がるケースについては、30 ページのグラフ 1 枚しかなくて、1 号機や 2 号機についてのグラフがないんですけどもこれは保安院の方で割愛されたということなんですか。

A : (保安院) 1 号機 2 号機の方につきましては、28 ページや 29 ページのところで、線量に合計すると書かせていただいています、これ 1 号機 2 号機これは、1 番 3 号機で最悪のケースのところで、つまり 15 時間のケースで 1 号機も 2 号機も追加してやっておりますので、1 号機 2 号機の方もグラフとして入れさせていただいております。

Q : いえ。ごめんなさい伺いたかったのは多分、今松本さんがおっしゃられたケースというのは圧力容器の中に、燃料が残っているケースですね。ここに載ってる図は、燃料移行ケースだから、圧力容器からみんな下にある程度落ちちゃったケースの図ばかりで、圧力容器の中に残っているケースについては、1 号機 2 号機については、グラフの提示がないんじゃないんでしょうかという趣旨での説明だったんですが。

A : (保安院) 失礼しました。1 号機と 2 号機については、燃料が圧力容器の中になんかなり残存しているケースというものについては、想定してございません。

Q : ごめんなさい。そうすると松本さんに確認なんですけれど 1 号機 2 号機の 15 時間とか 14 時間という時間は、これは燃料が移行している状態でもそういう数字になるってということなんですかね。

A : (東電) ちょっと前提条件を確認させてください。

Q : 例えば 3 号機のケースでみると絶対温度で 1,500、600°Cまで温度が上がってますから一番高いと 2,000°C近い温度になるということですよね。普通の温度で考えると。で、こういうケースって今は水素が増えて水素爆発する。で万一爆発した場合に 20 キロ圏で何 mSv という評価が出ていますけれども、これが水蒸気爆発がこのあとガバッと燃料がおこっちゃったりして、水と触れて水蒸気爆発を起こすようなリスクというのは考慮しなくていいんでしょうか。

A : (東電) 東電ですけれども、私どもの 1,200°Cの 15 時間、14 時間、13 時間という評価結果は、基本的には損傷した炉心が圧力容器の底部にほとんど残存しているという前提をもとに崩壊熱を評価した結果でございます。

Q : ごめんなさい、それはそれで分かりました。で、最後の質問で水蒸気爆発というリスクは、例えば 1Fの 3 の R P V ケースなんかの図を見たときに考慮しなくていいんでしょうかという点はどうなんでしょう。

A : (保安院) 解析は、当方でやっているものですので、こちらから回答させていただきますけれども、30 ページを見てお話をされているかと思いますが、まずケルビンで書かれておりまして、分かりにくくて申し訳ないんですけども、ケルビンや絶対温度ですので度 C で言いますと 273 を引いた形ですので逆で 1,200°Cちょい超えているという状態になります。ですので、ある程度、事象が進展しておりまして、残っているジルコニウムにつきましては、酸化をしていくということなので、この図でいくと水素の量も発生しているという状態を解析ではしているという状態でございます。で今回しかもですね、進め方を見ますと 15 時間のところで水素の発生量の傾きが上がっているのをご覧いただけるかと思うんですけども、結局ジルコニウム水反応というのは、水との反応ですので、水がないと反応が進みません。今回の評価におきますと注水したことによって、かえって反応を促進させてしまうという状態があります。ですから水があった状態で反応が進みますから、溶けた時には、また水と徐々に接していくというような状態ですので、その場ですぐに溶融して、どうこうというような水蒸気爆発というような状態には、なかなかかなりづらいところはあろうかと思うんですけども、今回の評価では少なくともそうなるまでに 15 時間の余裕はあると 60m³/h という数字で十分防止できるということで、その先について具体的にその評価まではしてございませんが、定性的にはこういう状態を考えてございます。

○共同通信 須江

Q : 共同通信の須江と申します。園田さんに。今まで出ていた話とかぶって恐縮なんですけれども何点かお願いします。まず緊急避難準備区域の解除の手続きの具体的な時系列のイメージと申しますか、例えば除染モニタリングについて、ある程度目途がついた段階で解除の相談に自治体と入るのか、それとも同時並行的に随時入っていくのか、その辺のイメージがあれば教えてください。それから除染ですけれども、目安、例えば今まで示されているような年間 1mSv というような数値的な目安はあるのでしょうか。それから先ほどは自治体と相談してインフラの整備などという例もあげられましたけれども、今回安全委員が出しているのはモニタリングと除染の 2 点ですが、その 2 点のほかに具体的な解除条件としては、想定しているものはあるのか、若しくはインフラのように各自治体ごとにそういった条件が異なってくるのか、それから解除するには安全委員会から助言を受けると申しますけれども、そのタイミング、全てを詰め切っても直前に求めるのか、それとも中間段階で安全委員から考えを聞くのか、例えばそれがステップ 2 の終わり位なのか時期的なイメージがあれば教えてください。それから安全委員会に確認ですけれども、今日出された保安院の報告について、それに関連して緊急防護措置の解除に関する考え方というのを出されましたが、避難区域の一部解除の考え方も、今日の保安院の報告は一部当てはまるというふうに理解してよろしのでしょうか。それから避難区域の解除については、いわゆるいままで沈着した放射線量の関係などで、今日の保安院の解析、報告には当てはまらないというふうに理解すればよろしのでしょうか。以上細かいてんですけれどもよろしくをお願いします。

A : (園田政務官) はい、私から区域の見直しのイメージということでございましたけれども、緊急時避難準備区域については、既にご案内かもしれませんけれども除染のモニタリングと除染が行われている状況でございます。あと今の航空機のモニタリングであるとか、他の文部科学省でやっていただいたモニタリングであるとか、そういったところを組み合わせると線量等は見ているところでございます。それでいくと、あのすいません。最終的に 1 ミリ年間の 1mSv を目指すという形で行われてはいますけれども、それを想定して各自治体の皆さん方と相談していくことになるということでございます。そういう形になります。最後のご質問の中で、これはインフラ整備に関してですね、例えば、学校であるとか、地域ごとによってですね、学校のある所であるとか。あるいは、福祉施設がある所であるとか、様々な

状況が違っております。したがって、そういった、あるいは公共インフラも含めてですね、ほぼ緊急時避難準備区域については、ほぼこの公共インフラに関しては、既に戻っている部分がございますので、恐らくあとその点で自治体の皆様とご相談を申し上げるということであるならば、学校関係が主に入ってくるのではないかなというふうに思っております。その他の区域についてはこれから正に検討していくということになります。

A : (原安委) 安全委員会ですけれども、本日、保安院からご説明いただきました発電所の安全確保状況についての評価というのは、あくまでも 20 キロから外の緊急時避難準備区域の解除の状況を満たしているかどうかについて述べたものであると承知しております。保安院の地震のペーパーでも言われておりますけれども、警戒区域、これは 20 キロの内側の避難区域ですけれども、この見直しなどに際しては、その時点での最新のデータを踏まえ、想定される事象とその影響の程度について、改めて評価を行うと言っているんじゃないかと、そういう意味で安全委員会の方としても、より現実の状況に、現実の原子炉の状況に立脚した評価を行っていただきたいと今日申し上げたところでございます。したがってまた、そういう半径 20 キロ内の避難区域の、あるいは計画的避難区域の解除に関する、その判断のための安全評価というのはまた別途出てくるというものであります。

Q : すみません、追加で園田政務官にお願いしたいんですけれども、安全委員会に助言を求めるタイミングですが、これは先ほどの質問であったのですが、いかがでしょう。全て詰め切って、直前になって最終確認的な意味で助言を求めるようなことになるのでしょうか。それとも、随時聞きつつ方向修正をしつつ、解除という方向に進んでいくのでしょうか。

A : (園田政務官) 計画的避難区域の件ですか。

Q : 緊急時避難準備区域の解除に当たっての話です。

A : (園田政務官) 緊急時避難準備区域については、ここで今日安全委員会からお示しをいただきましたので、それに基づいて、今これ、災害対策本部の中で検討を進めさせていただくという形に入りました。したがって、今実際これから、実際に皆さん方や、あるいは様々な状況を勘案して、最終的に災害対策本部で検討をすると、判断をするという形になったというふうにご理解いただければと思います。

Q : すみません、一点だけ追加で、園田さんに。やはり地域住民の方は、いつごろかいうのは、すごく気になる場所だと思うんですけども、もし、これもイメージとしてあれば、今一番早い緊急時避難準備区域について、年を跨ぐのか、跨がないのか。年内か年内じゃないかって、結構、精神的な意味で大きいかとも思うんですが、そういった、もし順調に進めば年内にも解除が出るんじゃないかとか、イメージがあればお聞かせください。

A : (園田政務官) それは正しくこれから自治体の、先ほど申し上げたように、自治体毎で状況が違います。即ち学校関係でいきますとですね、学校ごと避難をされていらっしゃる場所もあれば、あるいは個別に避難をされていらっしゃるということもございますので、緊急時避難準備区域については、ですね。したがって、それぞれの学校、自治体毎でいろんな住民の皆さん方のご意向を踏まえながらこれからご相談に入っていくというふうになりますので、それがいつなのかというのはそのご相談の結果ではないかと、そして準備が整ったところからという形になるのではないかとこのように思います。

Q : 分かりました。ありがとうございます。

○フリー 木野

Q : フリーの木野ですけれども。先ほど除染に関して地域の住民と一緒にやるという中で、これは基本的に、ちょっと確認なんですけど、自分の家は自分で除染するというような形になるのでしょうか。あと、保安院に、非常時の状況があった場合に、敷地境界の線量に関して3号機では6のマイナス1乗、2号機では3のマイナス何乗ってあるんですが、これは1号機が出てないんですが、1号機の数字というのもあるのでしょうか。二点お願いします。

A : (園田政務官) 除染に関してでありますけれども、今ですね、各自治体でいろいろなお話を、ご相談を受けております。これもやはり地域毎によってやり方がどうやらあるようでございますので。一番進んでいる例で申し上げますと、自治会単位でですね、一斉に行うというところが出てきているやに聞いております。それに対しても先般も支援チームからですね、除染のやり方というものをご提示をさせていただいているところがございますけれども、またどういう形でやるかは、それはご相談にもしお問い合わせがあればですね、こちらからも、支援チームからも、そういったご相

談にのっているような対応をとってまいりたいと思っております。

Q : これ特に、そういった避難地域であると放射線の線量も含めてかなり高いというのは想定されるんですが。

A : (園田政務官) あの、ごめんなさい。緊急時避難準備区域の話ではないんですか。

Q : 緊急時避難準備区域でも同じだと思うんですけども、ある程度の量が集まるとかなりの量になるんですけども、例えば、これ位、集めるとこの位の線量になり、この位の線量になるものであればどういった作業の、例えば、作業の認識を含めてこういった道具が必要でというのが細かいところまで示す必要があるのではないかと思うんですが、その辺に關しましてはいかがでしょうか。

A : (園田政務官) その点も含めてですね、示しをしているというふうに私は伺っております。ただ、おっしゃるとおりですね、一時、仮置き場というんでしょう、そういったところの確保はですね、まずは町内、あるいは自治会単位というのもひとつ考えられますし、じゃあそれよりももっと広い範囲でできるかどうかというのを今、各自治体の皆さん方ともご相談をさせていただいているところであります。したがってこれからいろんな自治体毎でいろんな住民の皆さん方と、あるいは自治体の皆さん方と調整をしながら、そのスキームというのが出来上がってくるというふうに聞いています。したがって、その住民の皆さん方のご意向というものを最優先にさせていただきながら、そしてそれに対する適切な方向性が私どもとしても、お示しをできればというふうに思っております。

Q : 具体的にどこの自治体でというのはありますか。今、進んでいるところ、自治体幾つかあるという話でしたが、具体的にどちらの自治体で進んでいるのでしょうか。

A : (文科省) 除染のマニュアルを既に公表された福島市とですね、すみません、南相馬市がまず発表されています。あと福島県が発表されているものがありますので、そういったものがひとつの参考になるのではないかと思います。そこではやはり除染作業をする時にどういう服装がいいとかかですね、そういったことがきめ細かくマニュアルに書かれていると思います。

Q : ごめんなさい。先ほど園田さんが自治体でいろいろと相談して、自治体毎に進めてられるというお話あったんですが、例えば政府の方でどこの自治体で、どういう形で進めているという把握はされていますか。

A : (園田政務官) 私ちらっと申し上げましたけれども、先進的にやろうというふうにおっしゃっていただいているのが南相馬市でございます。

Q : 今は南相馬市だけということですか。

A : (園田政務官) 具体的に意思表示をしていただいているのが南相馬市でありますけれども、今正しく、いろんな自治体とですね、緊急時避難準備区域の自治体の皆さん方とご相談はさせて、並行してご相談はさせていただいております。ただ、まだしっかりとした形で固め切れていないというのが現状でございますので、また本日以降こういった安全委員会の方針が出していただいておりますので、それを踏まえて今後やって行くという事になります。

Q : 自治体との相談は、いつ頃までというめどはつけながらやってらっしゃるんでしょうか。

A : (園田政務官) いや、いつまでにと言うよりも、どちらかと言うと、方向性が定まるということにおいて、私どもが求められることは最大限サポートしていきたいと思っております。

Q : 分かりました。

A : (保安院) それから先ほどご質問ありました、敷地境界付近での線量の件でございますけれども、恐らく7ページの上のところでございますよね。1号機では敷地から20キロの地点において1.3mSvと書いてございますが、これは1号機の評価は4月に窒素封入しておりますので、4月の評価という事になっております。この時の燃料の量というのは、3月時点での燃料、つまり当初の燃料でまだ水素爆発も起こらないような、そのような状態の燃料をモデルにして、当時あったデータという事で使っておりますので、これは非常に大きく出ています。なので20キロの地点で1.3mSvという事で、2号機や3号機と桁の異なるデータにはなってございます。ただこういった

異常事象が起きても、こういった 10mSv というのが、20 キロの所で 10mSv 以下という所で原子力安全審査指針の異常事象の指標と比べますと、小さいという事で問題がないであろうという事でこちらに書かさせていただいております。2号機と3号機の方は、敷地境界付近の数字が書いてございませけれども、こちらにつきましては同じように窒素封入した時の報告徴収の結果から、こういったデータを書いてございまして、3かける10のマイナス4乗 mSv では敷地境界で既に3かける10のマイナス4ですので、実際に20キロ付近であれば、1桁から2桁くらいは変わるかと思いますが、更に小さくなるかと思いますが、敷地境界付近で既にこういった数字でございまして、特に問題がない状態という事で、2号、3号につきましてはこういった数字を書かさせていただいているという、そういった状況でございまして。

Q：ちょっと確認なんですけれども、敷地境界での通常の場合での線量というのはどのくらいになっているのでしょうか。他の原子力発電所含めて。

A：（保安院）基本的な計測は、東電さんに聞いた方がいいかと思うんですけれども、制限値といたしましては、まず法令で 1mSv というのが定められておまして、更に安全委員会の指針の中で $50\mu\text{Sv}$ というようなところで、更に抑えなさいと。それは年間でございますが、線量の基準がございまして。さらにモニタリングポストなどで常時測られているものと言いますと、現状では放出をされているので高くなってはおりますが、100nGy ですか。パーアワーという事でより低い数字で実際にはこれまで運用されていたという状態でございます。

Q：ありがとうございます。すみません、ちょっと確認なんですけど、先ほどの20キロでの 1.3mSv というのは、これは年間ですか。

A：（保安院）いや、年間ではございません。

Q：2号と3号の敷地境界の、3かける10のマイナス4乗と、それから3号機の6かける10のマイナス1乗と言うのもこれは年間ですか。時間ですか。

A：（保安院）異常事象が発生した時の積算線量でございますので、パーアワーとかそういったことではございません。

Q：積算というのは、いつからいつまでの。

A：（保安院）事象が発生してから、終了するまでという形になります。

Q：終了はいつ終了するのでしょうか。その事象というのはどのくらい続いているのでしょうか。

A：（保安院）この場合は水素爆発でございますので、すぐに終了してしまう形になるかと思いますが、水素爆発が起きてそのままプルームが通り過ぎてといったところをきちんと評価してございます。

Q：分かりました。

○フリー 政野

Q：フリーの政野です。加藤審議官に質問です。先ほど班目委員長がいつから解除について聞かれるだろうという事で、議論をしていたとおっしゃっていましたが、それは緊急時避難準備区域だけなのか、それとも計画的避難区域についてもそうなのかというのが、まず1点と。それぞれの場合、学校についてはどういうふうになさされてきたのか、つまり先ほど園田政務官がおっしゃったように、学校によっては学校ごと避難しているというような事態もあるという事なので、学校については、その中でどのように議論をしてきたか、また同時に感受性の高い胎児であるとか、0歳児、その数倍から十倍、大人とは感受性が違うと思うんですけれども、子供たちの被ばくリスクについては、解除の議論の中でどのように扱われてきたのか、また労働者でもこれまで5mSvというような低レベルで白血病で労災認定を受けていたというような、そういった事もその中で議論されたうえでの今回の結論なのかという事。それからもう一つ、避難の権利を認めて欲しいというのが、福島県内の住民の方々が最近おっしゃっていますけれども、こういった事についてもきちんと議論された上での今回の結論なのか、そしてもしも避難したいという方がそれでもいた場合、100%住民の意向が一致するとは限らないと思いますので、それぞれに考え方が違った場合、避難したいといった場合、経済的な支援などが確保されるのかどうかといった事も、その中で議論されたのかどうか。それから、除染を例えばした場合に、セシウム入りの除染の土壌などをどこに持っていくのかというの議論された上での結論なのかという事をお願いします。以上です。

すみません。園田政務官の方に質問ですが、先ほど自治体の皆さんとご相談の結果、準備が出来たらということ、それからご意向を最優先させていただけたらということをおっしゃっていましたが、という事はここに今日配られたペーパー、プラス条件には自治体の意向であるとか政治的な判断という事がありえるという考え方でいいのかどうかという事をお願いします。以上です。

A : (原安委) 安全委員会ですけれど、この緊急時避難準備区域だけについて検討していたのか、それとも 3 パターンについて検討していたのかという事ですけれども、これはどういうふう意見照会が来るか分かりませんでしたけれども、緊急時避難準備区域だけについて来ようが、三つの区域について来ようが答えできるように、また三つの区域について 1 本筋の通った考え方が必要でありますから、その三つの区域について横並びで検討していたという事であります。

それから、胎児ですとか、非常に小さいお子様の放射線の感受性の事についてどうかという事ですけれども、今回あくまで放射線防護の上での、あるいは原子力安全の観点から基本的な条件をお示しをするという事で行っております。線量についても避難区域とか、計画的避難区域の場合には、解除された後の 1 年では 20mSv を絶対に下回らなくてははいけない。それから年間 1 から 20 の範囲内で参考レベルを決めて、最終的には年間 1 以下を目指すべきだという事を言っておるわけでありまして、そういった事については、今後具体的に参考レベルなり、なんなりを議論していかれる中で、適切に組み入れていただければいいというふうに考えております。したがって、労働者がどうというような問題について見ておりません。私どもとしては、今回は ICRP が示した考え方にのっとって構築しているという事でありまして。

それから避難の権利については、法制上の問題でありますので、原子力安全委員会での所掌ではございませんので、議論はしておりません。

それから避難したい人がいる場合の支援をそうするのかという事につきましては、これは政府の方で判断されるべき話でございますので、安全委員会の方では触れておりません。

それから除染で出てきた汚染土壌などをどこへ持って行くのかというのも、これも個別の除染計画を考えていく中で、当然その問題も考えていただくなくてははいけない問題だということで、今回私どもがこの考え方を示す上で、個別の汚染土壌の持っていき先について議論をしたわけではございません。それは政府と地元でいろいろ協議して、個別具体的に決められるべき話である

というふうを考えております。

A : (園田政務官) はい、私から。この今日お示しをしていただいた安全委員会からのお示し以外に、条件として地元の自治体が入るのかというお問い合わせでございますが、条件と言いますか、これは必要最小限度行わなければならないことであろうというふうに私どもは考えております。当然ながらそこに住んでいらっしゃる、あるいは住んでいらっしゃる、で、避難をされた方々を含め、住民の自治というものは、自治体にあるわけでございますので、当然ながら、地元の自治体のご意向というものが最重要な形で入ってくるのは当然であります。したがって、そういう自治体のご意向を無視して私どもが勝手に決めるということにはならないというふうに思っております。先ほど来申し上げておりますけれども、当然ながら事前と事後のモニタリングというものをきちんとやると同時に、除染というものも本格的にこれから行っていきたいというふうに考えております。それを踏まえて公的なインフラであるとか、あるいは公的なサービスというものをきちんと整える、そういうサポートも当然ながら私どもでやらせていただく、その上で実際の皆さん方のご意向というものがここに入ってくるものではないかというふうに思っておりますので、今後自治体の皆さん方と密に相談をさせていただきながら対応をしてきたいなというふうには考えております。

Q : そうするとすいません、確認ですけれども、先ほど加藤審議官が考えてなくて政府の方で考えるとおっしゃっていた、例えば避難の権利であるとか、避難したいという方に経済支援がなされるかというのは、自治体ごとで例えば意向を考えていった場合、どうしてもその自治体の意向とは、洩れてくる方がいらっしゃると思うんですね。どうしても心配だというような方が。そういった方については、どのようなフォローがあり得るのかということ準備しておかなければ争いの元になると思うので、その辺についてもこれからご準備をされるのではないかと期待しますが、その辺どうかという点が一つです。すいません、お願いします。

A : (園田政務官) はい。私の把握させていただいている中には、自治体によっては避難されておられる住民の皆さん方、お1人お1人にアンケート調査をしたい、あるいは、するという所があるように聞いております。そういった意味では自治体でしっかりとそういったお1人お1人の、お1人お1人というよりは世帯かもしれません。ごめんなさい、間違ったら失礼し

ました。そういった世帯の皆さん方も含めて、住民の意向というものをきちんとその自治体で把握をしていただけるものだというふうに考えておりますので、私はそういったお1人お1人の地域住民の皆さん方のご意見が反映された形で、自治体も判断をしていただけるものではないかなというふうには期待はしております。

Q：期待を裏切られるような事態が起きた場合のフォローを考えておく必要が、必要と言うか責務が政府側にあるのではないかという点と、それとも一つ確認なんですけども、確認と言うか、先ほどNHKの方が聞いていたことだと思うんですが、もっと具体的に聞くと、例えば20キロ圏内で、ちょっとショッキングな言い方をすれば、もう二度と、二度とと言うか、生きている間は帰れないというような状態の、例えば自治体としても解散を考えた方がいいような所もあるのではないかと思うんですけれども、そういった所ということもそろそろ考えた方が、いつまでも薄い期待に翻弄されてしまう方もいらっしゃるのではないかと思うんですが、その点もすみません、併せて。以上です。

A：（園田政務官）今、これから自治体の皆さん方がやっていただけるような住民の意向調査、アンケート調査の洩れと言いますか、期待に添えなかった場合を想定するか、準備はしといた方がということでございます。それでは受け止めさせていただいて、もしそういったことがあれば、当然ながら個別には支援チームもございまして、そういったところともご相談をさせていただければなというふうには思っております。いずれにしても、先ほど来私ども申し上げますけれども、ロードマップでお示しをさせていただいております。これからステップ2の終了時まで、そしてまた今後、恐らくどうでしょう、ロードマップを皆さん方にまた改定も含めてお伝えをする機会が出てこようというふうに思っておりますけれども、現時点でステップ2、冷温停止状態、そしてその時点で警戒区域あるいは計画的避難区域の皆さん方の今後の見直し、区域の見直しをその時点でしっかりとお伝えできるような状況を作るべく、今全力を上げさせていただいているところではございますので、現時点ではそういった最悪の状況と言いますか、そういったことを想定しているものではないと。私どもにとりましてこの事故収束というものは最大の使命であるというふうに思っておりますので、全力を上げてやってまいりたいというふうに考えています。

○テレビ朝日 松井

Q : テレビ朝日の松井でございます。園田さんにもう一度確認でお伺いいたします。特に今日の報道は、もう 5 ヶ月になろうかという福島避難者の方にとっては、本当にデリケートな質問だと思いますので、皆さんが待って聞いてらっしゃる内容だと思って敢えて聞くんですが、各市町村と調整を行って、一括して今月下旬から来月に解除する工程表をまとめたという報道が一部今日出ているわけなんです。それについて恐らくそれを聞いた福島の方々はとても喜んでらっしゃると思うんですが、その段階までいっていないけれど全力を上げてらっしゃっているのか、そういった工程表というのは存在しないのか、もうこの報道を福島の方が聞いてらっしゃるわけなので、そのことについてちょっと確認したくて聞いてみました。

A : (園田政務官) 申し訳ございません。何の工程表でしょうか。

Q : 各市町村と調整を行って、一括して緊急時避難準備区域ですね、の方々に今月下旬から来月に戻るようにというような、これとてもいいニュースだなと思ったんですが、そこまでは言っていないという先ほどの話を聞いているとどうもそのようなんです。

A : (園田政務官) 今、私どもが行うことの想定をさせていただいているのをちょっと申し上げます。先ほど来、今日は安全委員会からこの安全評価についての考え方をお示しをいただきました。ここから今既に先ほども申し上げましたけども、先進的に行っていただいている自治体、あるいは他のまだ除染の計画が整っていない自治体、あるいはもう整っているけれども、あとインフラの整備もあるという所がありますので、そういった所の状況を一つ一つ個別に自治体の皆さん方とご相談をしていくことになろうかなというふうに思っております。例えば除染の在り方も、先ほど申し上げましたように、例えば町内でここに一次仮置きをしましょうと。そこから更にまた中間処理であるとか、最終処理のところまではまだちょっと、なかなか難しいのかなというふうには思っておりますけど、では一次仮置きでいいですよという形で住民の皆さん方、その代わりちゃんと遮蔽をするなり、何らかの管理をするという形をとっていただければ、その点は一次仮置きでも十分に管理できるものではないかというふうに考えておるんですが、そういったことも含めて住民の皆さん方がこれでいいというふうにおっしゃっていただける状況ができれば、できた所から一つ一つ解除というものがなされていくものではないかというふうに思っておりますので、その後はいつからいつまでというふうになりますと、それはもう本当に住民

の皆さん方個別のご意見のお伺いをさせていただきながら決まっていくわけでございますので、何月の何日からどういう状況の中でというのは、現時点では私は言えないのではないかなと思っています。

Q：ですから政府として今月下旬から来月に一括して解除する工程表をまとめたという事実はないということになるんですか。

A：（園田政務官）はい、それはございません。

Q：はい、分かりました。ありがとうございます。

司会：

それでは以上でこのテーマについての質疑を、よろしいですか、終わりにさせていただきますと思います。本件に対する関係者はこれにて退席させていただきますのでご了承いただきます。それでは質問の方オープンにさせていただきますと思います。

○読売新聞 三井

Q：読売新聞の三井とありますが、水処理システムの件で松本さんに伺いたいんですが。先ほどおっしゃられた 15 時 30 分に再起動してというのは、これシステム全体が再起動して毎時 50t の定格流量に達したという事を確認したという理解でいいのかという点が 1 点と、そうであれば現在毎時 37t 程度に落ち込んでいたかと思うんですが、6 月中旬に稼動してからいつ頃からこの流量の低下があったのかという事を大体の目安でいいんですが、いつ頃からかというのを教えて下さい。それと取り替えた仮設の大体の配管なんですけども、直径がどの位なのかという事と、長さが 2 箇所あったと思うんですけど、両方合わせてどの位になるのかという事を教えてください。

A：（東電）まずこちらの 50m³/h に関しましてはシステム全体の流量でございます。したがって、これまで 37m³/h でのシステム処理でございましたけれども、現在では 50m³/h での処理をしているという状況でございます。それから 2 番目と 3 番目のご質問でございますが、まずいつ頃からこの流量低下が確認されたのかについてはちょっと確認させて下さい。それから直径でございますけれども、まずは既設の母管に関しましては約 10cm、それから新しくつけた塩ビの仮設ホースが 125mm、単位を併せると、100mm と 125mm

となります。それから最後の、ご質問のおおよその距離でございますけれども、おおよそ 100 メートル前後でございますので、1 個目と 2 個目のそれぞれの長さについては確認します。

Q : 合わせて 100 メートルですか。

A : (東電) おおよそ 100 メートル前後だったと思いますので、ちょっと確認させて下さい。

Q : 個別は結構なんですけど両方合わせて 100 メートルという事でよろしいですか。

A : (東電) 大体その程度でございます。

Q : 分かりました。それと、鉄製の 10 センチから塩ビ製の 12.5 センチに変えることによって、汚泥の付き方は幾分か軽減されると見込んでらっしゃるのでしょうか。

A : (東電) はい。スラッジが、いわゆる鋼製の配管と塩ビの配管で、どれくらい付きやすいか付きにくいかについては、はっきりした事はまだ分かっておりません。しばらく運転をしてみても、この流量の変化を良く観察する必要があらうかと思っています。そういった所で今後運用の方を考えていきたいと思っています。万一、現在使っております塩ビの配管の方でまた流量の低下が確認されたとしても、一時的ではございますけれども、今後予備となります鋼製の配管の方と 2 つのルートを使えば倍の口径となりますので、そちらの方で流量の確保はできるのではないかと考えております。それから敷設の長さでございますが訂正させていただきます。150～200m になります。

Q : 150 から 200 というのは。間にあるという事ですか。

A : (東電) はい。そうです。正確な数字は確認させて下さい。

○フリーランス 江川

Q : 江川です。1 つは園田さんに、もう 1 つは保安院に伺います。1 つと言っても何点かあるんですけど、お米の事です。確認なんですけれども 500Bq の

基準値が適応されるのは、玄米という事でよろしいのですねという事と、それから調べるのはどの段階、つまり収穫して直ぐなのか乾燥した後なのか、乾燥すると水分が蒸発するのでむしろ数字が高くなる。ボーダーの所は収穫した時は基準値以内だったけれども、市場に出回る時には基準値超えという事もあり得るので、どの段階で測るのかという事をお願いします。それからいろいろ調べる地域というか県が、さっき言われましたけど、岩手が入っていなかったように思うのですけれども、なぜ岩手は入れなかったのかという事。それから、お米の場合にはセシウム等は糠の部分に含まれているというふうに聞いておりますけれども、糠の処分をどういうふうに考えていらっしゃるのか。あるいは基準値以内でも Bq 数っていうのを明記して欲しいという声随分あるんですけれども、そういう声に答えられないだろうかという事。それから調べる所がですね、行政がこの辺をといっって調べるんでしょうけれども、農家によっては自分の家を調べて欲しいと、安全なものを提供したいのというふうに言う方もいらっしゃるかも知れないんですが、そういうふうに言われたらどういうふうに対応するのかという。お米に関してはそれです。

それから、後もう1つ。細野大臣が今日来られなかったのは、緊急の事があったとおっしゃいましたけれども、どういう理由があったのかという事を教えて下さい。それから保安院にはですね、先ほどの方が1、2号機については、圧力容器にかなり沢山の燃料が残っているケースが想定していないというふうにおっしゃったんですけれども、燃料は今どうなっているという想定をされているんでしょうか。

A : (園田政務官) すいません。基本的にはですね、米については農林水産省が担当しておりますので、出来れば農林水産省に問合せをしていただければと思っております。現時点では私が貰っているこの資料で、分かる範囲でお答えをさせていただきます。まず、調査の方法でありますけれども、収穫1週間前の前後の3日間の中で、まず調査を行うという形になります。土壤の調査の結果等を踏まえ同一町村内でも放射性セシウム濃度が高い事が見込まれるほ場から、資料を採集をするという事のようにあります。それから土壤調査では1,000Bq/Kg。

Q : いや。あの農水省の資料は見たので分かるのですけれども、収穫後のチェックはいつの段階でやるのかと聞いているんですが。

A : (園田政務官) すいません。それでいきますと私の持っている資料では、同

じ資料かもしれませんが。今、私の持っている資料で分かる範囲でお答えをするという事になりますと、これ以上はお答えは出来ないという事になります。すいません。それから後、細野大臣でございますけれども、今日は組織の見直しの件で、近々に会合がどうしても入ってしまったというふうに聞いております。そういった面では大変皆さん方には申し訳なく思っておりますけれども、そういう緊急性も含めてですねご理解をいただければと思っております。

Q : あの、細かいことは農水省に聞きますけれども、Bq 数を明記してくれってというのはいろんな食品に関してもあるんですけれども、特にお米の場合には、みんな沢山毎日のように食べるので、そういう事というのはそちらで判断するという訳にはいかないのでしょうか。方針を。

A : (園田政務官) 私どもで判断というよりは、これは農水省で判断をされていらっしゃるものでございますので、これを含めて農水省にお考え方を問合せさせていただければと思います。

Q : 分かりました。

A : (保安院) 保安院でございますけれども。炉心の状態の今の認識ですが、IAEA に向けた報告書に書いてありますけれども、溶融した燃料の相当量は原子炉圧力容器の底部に移行して堆積しているから見られると。なお、現時点では原子炉圧力容器の底部が損傷し、溶融した燃料の一部が格納容器のドライウェルフロア下部ペデスタル、格納容器の中ですね、落下して堆積している可能性も考えられると。これは解析と、それから実際の温度ですとか、冷却状態も満たす総合的な評価でございますけれども、一応そういう意味からすると、多くの部分が圧力容器の底部にあって、ただし圧力容器から更に格納容器の中にも一部落ちている可能性もあると、そういう認識でございます。

Q : 底を突き破っているという認識は無いのですか。

A : (保安院) 格納容器のですか。今は格納容器の底部にあるという、そういう認識ですね。一部が。底の下まで行っているという認識は、今はございませんけれども。

Q：底まで留まっているという認識の根拠はあるんですか。

A：（保安院）そこは、今までの冷却の状況ですとか、総合的な判断でございますけれども、詳細な解析が必ずしもあるわけではありませんけれども、大部分が圧力容器の中に有るだろうという事と、それから一部漏えいして下に落ちているということですがそれもそれ自体は水で冷やされていると認識しておりますので、全体としては格納容器の更にずっと下までずっと行っているという状況は考えにくいのではないかなというふうに思っておりますけれども。

Q：格納容器の中に全部あるという何か根拠らしいものを示していただけませんか。今すぐじゃなくてもいいですけど。

A：（保安院）はいこれまでの解析を少し調べてみたいと思います。

Q：お願いします。

○司会

他にご質問。後ろの席の前の男性の方。それとそちらの男性の方続けてお願いします。

○NYタイムズ 鈴木

Q：NYタイムズの鈴木といいます。よろしく申し上げます。園田政務官に一つだけお聞きいたします。今多くの方が被ばくによる健康被害のことを恐れていると思うんですけども、政府の方が言うんです。直ちに健康の被害がないということにしても長期的なスパンで被ばくした場合に健康被害が起きた場合、逆に因果関係を証明するのが非常に難しいという問題がでてくると思います。そうすると逆に長期的に因果関係が証明できないとなると、結局は被ばくしても補償してくれないんじゃないかというふうに心配されている方が多くいると思うんですけども、こういった懸念に対して日本政府としてどのような対策を取ってどのように責任を取られるおつもりですかということをお願いします。

A：（園田政務官）大変今回の事故を契機に国民の皆さま方には大変ご心配をおかけをしているものだというふうに思っております。でなおかつ大変な私も経験したことの無いような形で今回こういう形で事故が表に表れたとい

うふうに考えてます。そういった意味では健康被害も含めて事故検証委員会がきちっと今行っていただいているわけでございますし、また恐らく最終的にはいろんな意味でこの健康被害に対しても調査結果というものが出て来るものではないかというふうに思いますし、これから福島県においても長年にわたってこの調査を続けていくというふうにやっていただいております。そういう意味ではそこからしっかりとデータを蓄積をさせていただきながら今後のそういった健康被害に対する対応というものもその中から出てくるものではないかなというふうに考えております。さらに申し上げますれば先ほどの松井さんのご質問にも絡めさせていただきますけども、当然ながら先ほど直ちに直ちにといえますか工程表が無いというふうに申し上げますけれども、言うなれば地域の皆さん住民の皆さま方がきちっと状況今の現状をそれから除染やモニタリングをした結果、あるいはインフラ整備をした結果を受け止めて頂いて、その上でその住民の皆さま方の判断ということになりますから、当然ながらお1人お1人の住民の皆さま方のご理解というものが今後必要になってくるものではないかなというふうに考えております。したがってそういう形で行っていただけるという状況を私どもは作っていく。そうすれば何らかの出口は見えてくるものではないかなというふうに考えています。

Q : 逆に政務官がおっしゃることは分かるんですが、各自治体で例えば福島市とか因果関係が証明できるようにするために例えば自分達の行動を記録つけられるようなファイルを配布したりですとか、若しくは定期的に健康診断をやるとかいうふうに実施していると思うんですが国としてそういったふうに行動が後々因果関係が証明できるようなものを配布したりとか、若しくは特別な具体的な対策を取るということは考えてらっしゃらないということですか。

A : (園田政務官) いえ決してそういうことではございませんで、当然ながら事故検証委員会の中で様々な国の責任、あるいは国の責任も含めて検証結果というものが出していただけるものだというふうに考えておりますので、そういう意味では今後調査結果をもって私どもの国としての責任というものがその中で表れてくるものだというふうに理解をしております。

Q : 具体的にその政策というのは事故調査委員会のとこで出てくるという認識で間違いはないと思うのですが、それは結局いつ頃出るというのはまだ全然分かってない状況なんですか。

A : (園田政務官) これは恐らく私も検証結果、途中経過については掌握しているわけではございませんので検証委員会、第三者的に設置をされておりますのでその結論を我々としては待たなければならないというふうに思います。

Q : 分かりました。ありがとうございました。

○産経新聞 内藤

Q : すいません。産経新聞内藤と申します。ちょっと質問の性格が変わるんですけども、園田さんと東電さんと保安院さんにそれぞれお聞きしたいことがあります。本日海江田大臣が経産次官ら幹部を更迭する意向を会見で明らかにしました。事故収束への先行きはまだ不透明な現時点において幹部が変わることへの受け止めと、変わることで見込める日々の作業への影響についてそれぞれご見解をお聞かせください。

A : (園田政務官) 幹部の方々は当然ながら組織としてきちっと動いていただいているものだと私は理解をしておりますので、そういう面では今後もこの国としての作業、あるいは東電との統合的な対策というものがこれによって何か怠りが起きるかということそれは無いというふうに申し上げられるのではないかと考えております。

A : (保安院) 保安院でございますけども、人事に関するコメントは差し控えたと思います。保安院といたしましては日々の規制業務に、それかこの福島第一原子力発電所の事故収束に向けてこれまで同様しっかりと取り組んでいくということに尽きると考えております。

A : (東電) 東京電力でございますが、経済産業省の人事であるため、東京電力としてコメントすることはございません。

Q : ありがとうございました。

○司会

他にご質問ある方。後ろの壁側の後ろの方。それともう 1 人いらっしゃいますか。さっき前で手挙げてた方。その後ろの女性の方。

○NHK 原田

Q : NHK の原田と申します。セラフィールドの MOX 工場の閉鎖の関係で東京電力の松本さんと園田政務官にそれぞれ伺がわせて下さい。まず東京電力の松本さんになんですけど、午前中の会見でも一部話しは出ていたと思うんですけど再処理したプルトニウムを NDA の方で保管しているというお話しがありましたけど、東京電力さんの分としてはどれくらいの量保管しているのか。また MOX 燃料に加工しない場合、契約上プルトニウムが返還になるという可能性はあるのか。後プルトニウムの今後の扱いなんですけど未定というお話しでしたけど管理上非常に重要な問題だと思うんですが、どのように管理していくのかというお話し合いは行われていないのかというのを伺がわせてください。後園田政務官になんですが、電力各所からこういったプルトニウムの扱いがあると思うんですけど、プルサーマル計画も不透明になってる中でこういった今後の管理の検討をどのように進めようというお考えなのか伺がわせてください。

A : (東電) 東京電力でございますが、まず英国にございます東京電力の保有しているプルトニウムは約4.6t ございます。こちらに関しましては将来の MOX 燃料加工のためにあるわけでございますけれども、今後は SMP の所有者でございます NDA の方で安全に保管されるということになります。東京電力といたしましては、今のところ MOX 燃料の今後の取り扱いについては未定でございます。まずは福島第一の事故の安定化に向けて全力で取り組むということになります。

A : (園田政務官) 私からの答えを申し上げますと私も所管をさせていただいている担当はこの事故収束そして再発防止ということでございますので、そこに全力を挙げていくということになろうかと思っております。なおかつこのプルサーマル計画についての見直しも含めてそれについては経済産業省の所管の中にあるというふうに考えております。もっと申し上げるならば広い意味でのエネルギー計画という形になれば先般エネルギー環境会議の中でお話しをさせていただいておりますけれども。経済産業省の中においては、総合エネルギー調査会という所で議論はされているというのは、私も承知をいたしております。そして政府全体として議論をする場という形になりますと、先ほど申しあげたようなエネルギー環境会議というところで、この部分についても含めて、エネルギー計画そのものについては、その中できっちりと議論がなされていく、検討をしていくものだというふうに考えています。

Q：分かりました。松本さんに一点、確認なのですが。NDAの方でプルトニウムを保管されることになるということですが、これは、加工されなくても返還されるというふうなことはないということによろしいのでしょうか。

A：（東電）現時点ではNDAの方で安全に保管されることとなります。

Q：ありがとうございます。

○NPJ 吉本興業 おしどり

Q：NPJと吉本興業のおしどりで。よろしく願いいたします。まず園田政務官をお願いいたします。汚染豚の飼料についてお調べいただきありがとうございました。後もう一つ、汚染野菜についてもお伺いしたと思うんですけども。出荷制限された野菜は、以前、農林水産省に問い合わせたんですけども、処分方法が決まっていなくて、自治体に任せているということでした。出荷制限のアナウンスをただけで、はっきりした証明する必要も無く、確認もしないのですかと聞きましたところ、自治体に任せているというお答えでしたので、この出荷制限された野菜がどうなったかというのちょっと知りたかったのですが、もしご存知でしたらよろしく願いいたします。後、文科省の坪井審議官をお願いいたします。ゲルマニウム半導体検出器で、ガンマ核種、出てくるガンマ核種は大体どのようなものを検出しているのでしょうか。具体的にいきますとネプツニウムの検出はあったのでしょうか。後、4月26日にアルファ核種の調査で、プルトニウムは過去の大気圏内の比率を見て、過去のチェルノブイリのフォールアウトのものという認定をされておりましたが、親核種についてはお調べいただいたのでしょうか。後、30キロ圏外で1Fの正門付近と、同量程度のネプツニウムが4月の時点で出たという研究者の論文があるんですけども、もしそのような場合、どのようなことが起こったと評価できるのでしょうか。どのようなことが起こったというより、その4月、3月の段階で、ネプツニウムは30キロ圏外で文科省として調べていたのでしょうか。お願いいたします。後、保安院と東京電力をお願いいたします。炉心の解析は、シビアアクシデントの解析コードを使わなくとも、現段階1Fにあるがれきの核種の解析をしたら、かなりの精度でいろいろなことが分かるということなんですけれども、そのようながれきの核種の解析は、今までかけたのでしょうか。後、松本さんにお伺いいたします。本日、この会見が始まる1時間程前に、ステアリング会議というものの受付をされ

ていたのですが、それは調べましたところ、全国の電力会社と日本原子力発電会社と電源開発株式会社と、後、東芝と日立のプラントメーカーによる会議ということだったのですが、これは大体、どのようなことを話合われているのか教えていただけるのでしょうか、よろしく願いいたします。

A : (園田政務官) はい、私から野菜についての問い合わせでございました。すいません、ちょっと私も以前にそういったご質問があったということを引きちと認識をしておりますので、改めて、今日承りましたので確認をさせていただきたいと存じます。

Q : 分かりました、よろしく願いいたします。

A : (文科省) 文部科学省ですが。ガンマ線、ゲルマニウム半導体検出器で測って出てくるものは、この発表資料の中にもいろいろあると思います。テルルとか、テクネシウムとか、バリウム、銀とかいろいろあるかと思っています。ちょっとネプツニウムは私の理解では、アルファ核種だと思っていますので、ウランとかプルトニウムとかそういう分析の方でやるのではないかと思います。念のためちょっと確認してみたいと思います。ただ文科省の方からの発表の中で、ネプツニウムが検出されたという発表は今までしてないと思います。後、今、ネプツニウムが検出されたという、どなたかが測定されたのがあるということについては、今のところ承知しておりません。ということです。

Q : 分かりました。ありがとうございます。ネプツはガンマ核種だと思うんですけども、プルトニウムが過去のものかどうか、親核種であるネプツの半減期を調べたらすぐ分かるのでは、過去の大気圏内の比率を調べなくともプルトニウムが検出された段階でガンマ核種の方がアルファより測定しやすいですので、ネプツを測定したのかどうか。少なくとも4月26日発表のプルトニウムが出た時点で、ネプツは測定されたのかどうかをお聞きしたんですけども。

A : (文科省) ガンマ核種の場合は、特定の核種を狙って出るか出ないかではなくて、そのスペクトルが正にネプツニウムが出しているガンマ線があるかどうかの判断になりますので、あるいは検出限界の関係でネプツニウムのところのスペクトルがないということで、出てないということになるかもしれません。ちょっとそこは確認してみます。

Q : 分かりました、ありがとうございます。4月26日の、このプルトニウムが出た時点で、ガンマ核種を狙って同じように親核種を測定したかどうかの調査をよろしく願いいたします。

A : (保安院) 保安院でございますけれども、がれきの核種の分析のご質問ですが、がれきの核種分析につきましては、今後どういうふうに廃棄物を、処理処分するかという観点からも大事だと思っておりますけれども、まだ当の東京電力の方では着手されていないように思います。こちらの方は、むしろ東京電力さんの方から御回答いただければと思いますけれども。

A : (東電) まずご質問にあった、がれきの核種分析から炉心の状況を推定するという方法につきましては、今のところ私どもは存じ上げておりません。炉心の状況につきましては、私どもはMAAP、保安院さんはMELCORという解析コードを使って推定をしております。したがって、放出放射能がどれくらいなのかについては空気中のダスト等から推定しておりますけれども、がれきに付着している核種から炉心の状況を推定するという事は、どういうことなのかお答えしかねるという状況でございます。それから本日、私ども社内でこういった会議が開催されたかについてというのは、ちょっとまだ分かりませんが、お答えできるかどうかも含めて確認させていただければと思います。

Q : 分かりました、ありがとうございます。では炉心の解析をするかどうか以前に、がれきの爆発した後の、1F内でちらばっているがれきの核種はまだ解析されていないという認識でよろしいでしょうか。

A : (東電) はい、そうです。がれきに関しましては、作業の邪魔になりますのでコンテナへの回収を進めているという状況でございます。

Q : 分かりました。これから解析されるご予定はありますか。

A : (東電) 今のところがれきを核種分析して、何が分かるかといったところの目的がまだはっきりしませんので、今のところの予定はございません。

Q : 分かりました、ありがとうございました。

○司会

ご質問のある方。後ろの手を挙げている男性の方、そしてそちらの女性の方。
次3番目をお願いします。

○回答する記者団 佐藤

Q：すみません、よろしくお願ひいたします。回答する記者団の佐藤と申しま
すけれども、山形県在住の方から園田さん宛てに質問を預かっておりまし
て、その資料を見ながらの方がいいということで、配らせていただきました。
ドイツの気象庁がやっていたという放射線の拡散予報、1 ページに 13
枚あるんですけれども、左上から右上の方に時系列が並んでいます。6 時間
ごとの予想図です。この方からの質問、よくまとまっていますのでそのま
ま読みあげさせていただきます。山形県在住です。福島第一原発からは 100
キロ程度です。現在でも少量とはいえ放射性物質が届いていると知り心配
しています。ドイツ気象庁がウェブサイトで放射能の拡散予報を公表して
いましたが、8 月 2 日に終了しました。そこで日本の気象庁に同様の予報を
やってもらえないかと聞きましたら、IAEA の要請で拡散予測を提供してい
たけれども、これは 5 月に終了したと言われた、文科省に精度の高い SPEEDI
があるとも言われたと言っています。そこで文科省に聞きますと、予測は
できなくはないだろうが、曖昧さの少ない予測は原発から 100 キロ以内が
限度、演算には気象条件や地形情報等も必要になる、計算が複雑で解析に
時間がかかる、国土地理院のデータも必要との返事がありました。それで
国土地理院に聞くと、地形データはウェブサイトで公表しているとのこと
でした。更にデータ提供のことを気象庁に聞くとむしろ SPEEDI の中身を見
たいというようなことを言っていました。それで、大気への放出量が例え
ば毎時 10 億 Bq とした場合の予報です、そういったただし書きをつけても
構わないので、100 キロ圏内と日本全国のドイツがやっていたような拡散予
報を毎日出して欲しい、こういったことをやるつもりがあるのか、やるつ
もりがあるならばなぜ現時点でやっていないのか、全力を出しても技術的
に不可能なことなのか、しっかりとお答えをいただきたいということです。
ちょっと長くなりましたけれどもよろしくお願ひします。

A：（園田政務官）これがすいませんどういったことに起用できるものであるの
か、ちょっと私拝見をさせていただいてまだピンときていないんですけれ
ども、そういう意味ではその SPEEDI のその発生当初と言いますか事故当初
の状況であるならば、こういったことは大変有益ではないかというふうに
思っておるところでございます。そういった意味ではそういった情報が政

府内で共有できていなかったというのはやはり私もそれは 1 つの反省、教訓として今後生かしていかなければならないというふうに思っておりますが、これを毎日日々の形でやるということがどういったものであるのか、ちょっとすいませんが。

Q : これが過去の分を出してるわけではなくて予報なんです。今日の天気予報と同じようなものとしてイメージしていただければ。

A : (園田政務官) 万が一事故が起きたらということですか。

Q : いえ、例えば今朝の段階で数字入力して風向風力等出ますでしょうから、今日の放射能の濃度の拡散予報と言いますか、拡散状況はこういった形になるでしょう、そういったような情報提供です。アメダスでその日の、なんでしょう、降雨のパーセンテージとか出しますよね。それと同じような、どこら辺で濃度が高くなるでしょう、そういったようなものだと思っていただければ。

A : (園田政務官) すいません、ちょっと認識が誤っていたら申し訳ないんですけども、ステップ 1 からステップ 2 に入る時に皆さん方にもお伝えをさせていただきましたけれども、現在 1 から 3 号機からの追加的に大気中に出ている放射能の放射性物質という量は非常に少ないというふうに考えておまして、なおかつ 1 時間当たりの約 10 億 Bq と当時は評価されたわけでございますけれども、現在ですね、これは事故当時と比べて 200 万分の 1 という値になっているということが今の段階で言えるということでございますので、そういった意味では事故当初のことを思ってこういった、何と言いましようか。

Q : これからのこと、つまり今仮に毎時 10 億だとしますと、1 日当たり 240 億出続けることになるわけじゃないですか。それがどのように拡散していくのかというのをしっかりと知っておきたい、今後のことについてです。

A : (園田政務官) そういう意味では今現在各都道府県ごとにモニタリングをやっておりますので、どこにどういう形の値が実測値として出ているというふうに理解ができるんじゃないかなというふうには思っております。

Q : ただ実測となりますと過去の話になってしまうので、その予報として知っ

ておきたいという、今日は濃度高そうだから例えば洗濯物を干すのを外じゃなくて中にしようとかそういったような判断にも使える情報だとは思うんですね、こういうのがあれば。

A : (園田政務官) そういう意味で言えば、私どもは本当に事故がこれ以上起きないという形で万全を期しておりますし、安定的に冷却ができていうふうには現時点で評価をさせていただいておりますので、そういったご心配にもあたらないように今後努力をしていきたいというふうに思っています。

Q : それは政府の立場として私も分かるんですけども、普通に暮らしている側からするとこういうのを知りたいというのは当然だと思うんです。

A : (園田政務官) 大変失礼いたしました。今現在の形で申し上げますけれども、山形県の山形市でいきますと、現在の値、過去において $0.042 \mu\text{Sv/h}$ でございますので、この値でずっと今日まで来ている状況でございます。そういった意味では日々の形で変化するという形には今の段階ではなっていないということでございますし、また炉の状況も大きな変化があるということになっていないわけでございますので、そういったことの皆さん方のご心配にあたらないように今後も努力をしてみたいというふうに思っています。

Q : 2つだけ確認させていただけますか。その放出量が減ったということですけども、毎時 10 億というのは多いですよ。政府としては毎時 10 億というのが多いと考えているのか少ないと考えているのか、この 1 点を確認させてください。それともう 1 つがこういった天気予報のような形で放射線の拡散の予報をすることは政府としてこれまで検討したことがあるのかどうか、考えたことがあるのかどうかを教えてください。

A : (園田政務官) そういう意味では、先般先ほども申し上げましたけれども、当初の 200 万分の 1 の値まで少なくなっているということで申し上げれば、私は非常に少ない値であるというふうに考えてます。

Q : すいません相対的な話ではなくて絶対的な話、絶対量として。

A : (園田政務官) はい、絶対的にも、絶対と言いますかこの 10 億 Bq という数を見たとしても当初の。

Q：すいません当初との比較ではなくて、今日この時点 10 億出ているというのが少ないとお考えなのかをこの量は多いなというふうにお考えなのかということをお願いできますか。

A：（園田政務官）当然ながらもっと更に低い値をやっていかなければならない、努力をしていかなければならないというのは、当初から申し上げてるとおりでございます。そして、こういったことを今後考えてるのかということに関して、今まで検討したことがあるのかということになりますと、私の知る限りではそういったことは聞いておりません。

Q：今後については何かありますでしょうか。

A：（園田政務官）ちょっと私の中ではまだそういった必要性というのは今の段階ではないというふうに申し上げておきたいと思えます。

Q：分かりました。では考えが変わったり改めたいところがありましたらその時に発表いただければと思います。よろしくお願いします。

○共同通信 佐分利

Q：共同通信の佐分利と申します。スケジュールで確認したいんですけれども、ステップ2の見直しというのは8月19日に予定されてるのでしょうかということと、今日東電の方からストロンチウムの評価が出たんですけれども、確認ですがこれは2ヶ月に1回ということによろしいのでしょうかということと、先ほどのスケジュールの件ですけれども8月17なのか19なのか、工程表の見直しが行われるとすれば日程が決まっていれば教えてくださいということと、今日発表されたストロンチウムに関しての原子力安全委員会と文科省の方から評価を教えてくださいたいと思います。お願いします。

A：（園田政務官）ロードマップの見直しについては、いつの時点でやるかというのは今検討させていただいておるところでございます。

A：（東電）ストロンチウムの分析でございますが、こちらは7月26日に公表させていただいたとおり月1回の測定でございます。

A：（原安委）すいません、ストロンチウムについての評価ですけれども、今回出

た値ってというのは過去のものと同様でありますので、環境中の存在状況に大きな変化は起こってないというのが1つと、やはり海水中あるいは海底土中のストロンチウムはよくモニタリングしていただきたいという2点です。

○読売新聞 佐藤

Q：すいません、保安院の森山さんに先ほど聞いた安全評価の関係で。資料の14ページのところで1号機の基本解析なんですけど、先ほどIAEAに出した報告書では燃料の大半が溶けて圧力容器の底部にたまって、一部格納容器側に出てるということで報告されてるとするのは私も資料を見て記憶してるんですけど、1号機の基本解析については燃料分布が全量PCVに移行ということで、先ほどのお話とちょっと違う前提の解析になってるんですよ。これはどういうふうに解釈したらいいんでしょう。

A：（保安院）この解析は燃料域から落ちると、何と言いますか、下に行くというようなそういう解析になってしまいますので、圧力容器の中で溜まっているという解析にならないんですね、条件がですね。ですから、解析上はそうなっているということと、そうなっているという意味は少なくとも燃料がある領域から下に溶けて落ちてますと、落ちるとそこで留まってるというような評価にならないという意味です。ですから、単純に計算するとそうなるんですけども、炉の状況を見ると全体として圧力容器の内部に相当量があるだろうと、こういうふうに見てると、解析はそこでできないと言った方がいいかも分かりません。

Q：そうしますと逆に言うと一番あり得るようなシナリオをきちんと模擬するような解析のコードが多分ないというようなことをおっしゃってると思うんですが、要は格納容器側に結果として全量落ちちゃってるというような前提で評価して、その評価で例えば何て言うんでしょう、放出量の評価がそのドライウェルの方が当然圧力容器より体積もでかいわけですけど、何て言うんでしょう、その放射性物質の放出量だとか、水素爆発が起こらない可能性だとかって適切に評価できるものなんじゃないでしょうか。

A：（保安院）格納容器の中と言いますか、落ちた状況で水がないというところからスタートしますので、そういう意味からすると後はその崩壊熱による温度の上昇となりますから、それほど圧力容器の中にあるか外にあるか、燃料の温度上昇というのは余り変わらないと思いますし、しかも圧力容器

の中にないということはどちらかと言えば、同じ状態だとすればより外部の影響という観点からは厳しい方ではないかなと思いますけども。

Q : その下の表 3 で参考解析は 3 号機を使っていますけども、3 号機を参考解析の理由にした、何か特別な理由ってのはあるんですか。

A : (保安院) 3 号機は比較的燃料が残存してるとはではないかと、解析上ではです、いうふうに出ておりますので、厳密に温度の状況を見ても比較的最近は大分落ち着いてますけども、これはやっぱりそれなりに上の方にあるんだろうというそういうことで燃料が仮に残っていた場合と、その場合の方が水が入ればジルコニウム反応というものが起きますので、かなりこれは保守的ではないかと思えますけどもやってみたということでございます。

Q : いずれにしても確認ですけど基本解析においても参考解析においても 15 時間注水が停止する範囲では、いずれも水素爆発は起きないという結論になってるということでもいいんですかね。

A : (保安院) そうですね、水素爆発はそれとは別に起きたとした場合の影響を見てると。窒素封入の時に報告徴収を過去やりまして、その時の炉心の状態の分析に使っていますので、特に 1 号機は多分 4 月だと思えますが古いんですけども、その時に水素爆発がかなり急激な燃焼が起きた場合に、その格納容器の中にある放射性物質が出たというふうにした場合にどうかという評価です。ですから、水素爆発が起こった場合の評価をここでしております。

Q : そうしますと確認なんですけど、参考解析の多分年間で 17mSv という、1 年間でっていう数字については、これは 1 から 3 号機までは例えば最悪全部水素爆発を再度起こした場合でもこういう数字になると、そういう意味合いですか。すいません、資料も多くて私もまだ斜めにしか読めてなくてちょっと恐縮なんですけど、資料のこの 10 ページから 12 ページにかけての評価結果のところを読むと、いずれにしても水素爆発が起こるという可能性を前提に余りしてなくて、結果としては起きないというような前提で評価されているようにちょっと読めたので、そうすると最大で年間で 17mSv というのは水素爆発がまた 3 機とも起きたとしてもこの数字になるとそういう意味合いですか。

A : (保安院) 水素爆発は水の放射線分解でありますので、ここは水がなくなりましたというところから始めますので、そういうことからするとこの注水の停止のところでは水素爆発は考えにくいと思いますけども、水素爆発は窒素封入の時に評価したものなんですけど、仮にそこに何らかの影響でこの冷却が止まったと関わりなく発生したとした場合にどれぐらいなのかという別の評価ですね。

Q : そうするとごめんなさい、この年間で 17mSv になる場合、だから 7 日間だとピークで 2mSv。

○司会

すいません、先ほど申し上げましたように解析チーム先ほど一旦帰っております。冒頭の方でいるところにご質問をしていただきたいとの話をさせていただいたんですけども。

A : (保安院) ちょっと確認させてもらっていいですか。多分ご質問はその中に水素爆発込みの数字かどうかというご質問ですね。

Q : 要はそこまでの計算した数字がこの中に含まれてるんですかということを確認したいだけなんだけど。

A : (保安院) はい、それは確認させてください。

○司会

他にご質問のある方。今挙げてる方で最後にさせていただきたいと思いますが、お2人、3人でよろしいでしょうか。では後ろの席の3人で、そちらからお願いできますか、はい。

○フリー 木野

Q : フリーの木野ですけれども、園田さんに。先ほどの避難の区域の解除に関して、実は先日もお伺いしたんですが最悪の場合を想定してないというお話だったんですが、今日の安全委員会の後に渡辺委員長にその件をお伺いしたら、時間と費用の関係で、例えば広い範囲をやる場合に非常に長い時間がかかるような場合というのは、それが帰れる帰れないという状況に関しては違いが出てくる、最悪その帰れないということ、帰れないというか時間がかかるので帰れないという状況に近いことになるのではないかと

うお話があったんですけれども、要するに全ての地域を例えば無限と時間と無限のお金をかければ当然全員が帰れると思うんですが、じゃあ例えば5年間かかるといった時にそれは園田さんが帰れるという範疇に入るのかどうか、それをお伺いできますでしょうか。それから、これも園田さんに。健康との因果関係で、直ちに影響ないという言葉はよく聞かれるんですけども、晩発性の影響に関して評価、そのことに対して触れたようなことをコメントを聞いたことがないんですが、これは晩発性の影響に関しては、政府としては今後も同じように晩発性の影響があるという形では認めないということになるのでしょうか。これが晩発性の影響があるという形で政府からコメントが出てこない、今後長期にわたった場合に健康影響との因果関係というのが、非常に証明しにくくなると思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。それから東京電力松本さんに。サイトバンカーの方に水が入ってるんですが、サイトバンカーの方の水位というのは分かるのでしょうか。それからサイトバンカーの地下の状況を最後に確認したのは水が漏れてるというのを分かる前に、最後に確認したのはいつ頃だったのでしょうかというところ、これは地震影響というのが考えられるのかどうか。それからこのサイトバンカーの今現状を多分、先日700tだったので今もっと増えてると思うんですが、この分を足すとプロセス主建屋の方の水位というのは一番上がっていた時でOP5,600を超えてしまうのではないかというふうにちょっと思ったんですがこの辺はいかがでしょうか。以上お願いいたします。

- A : (園田政務官) まず避難区域の関係でございますけれども、先ほど来私もあるいは先日来申し上げておりますけれども、やはり避難をされておられる住民の皆さん方の思いというものは大変重要でありまして、そういった皆さま方の思いに全力でお答えをしていかなければならない、またしていきたいという思いで今担務をやらせていただいているわけでございます。そういった意味においては私どもは、とにかく一步一步事故収束を行って、また避難区域も含めて将来的に皆さん方が戻っていただけるような状況を一刻も早く作っていくというのが最大の私どもの使命であろうというふうに考えておりますので、そういった限りにおいては全力で行ってまいりたいというふうに思っております。したがっていろいろな意見が住民の皆さま方の中であるのも伺わせていただいているところであります。先般私のところにも議会の代表方々、あるいは首長の皆さま方も含めてあるいは住民の皆さま方にも直接お目にかかる機会がございましたので、そういったところも含めてお話しをさせていただいているところでございます。したが

って、今の時点で将来的な見通しというのは大変、確かに難しいというふうには思っております。だからこそ、今現時点で私どもが申し上げられるのは、このステップ 2 終了時までには冷温停止状態というものを、炉の安定の状況というものを、きちっと作り上げていくことであろうと、そしてそれと同時に除染と、あるいはモニタリングを行いながら、一つ一つのインフラの整備をしていくことにあるというふうに考えておりますので、今の段階でそういったものを想定しているものじゃないということは、申し上げておきたいと思えます。それは何年というような年限を切った話でもないと考えておりますので、私から申し上げられるのは、先ほどから申し上げているように、職責をしっかりとまっとうしてまいりたいというふうに考えております。それから晩発影響については、政府というよりも安全委員会の方でどういったお考えをされていらっしゃるのかということ踏まえての考えになっていくだろう、判断になっていくだろうと考えておりますので、現時点でそのことを含めて検討しているということではないということだけ申し上げておきたいと存じます。

Q : すいません。先ほどの最初の避難区域の関係なんですが、仮に除染その他を含めて準備が整うまでに、2年3年あるいは5年かかるとすると、それも政府としては、そこに戻れるということになるんでしょうか。

A : (園田政務官) 仮の年限は別といたしまして、除染とモニタリングをしっかりと行って、なおかつインフラ整備をきちっと行って、条件が整えば戻っていただけるものではないかと、そういう条件が一つ一つ整っていくというふうに考えております。

Q : 繰り返しになって申し訳ないんですが、条件整うまでに仮に5年かかるということになるとそれでも戻れるということになるんでしょうか。

A : (園田政務官) 繰り返しで恐縮でございますけども、年限ではなくて、その状況をいかに私どもと自治体と連携をさせていただいて、作り上げていくかによるというふうに考えています。

Q : 分かりました。後すいません健康影響評価なんですが、安全委員会でどう考えているのか、というのが基本になるということなのではないでしょうか政府としては。

A : (園田政務官) 基本になるといいますか、専門的な知見というものを伺いたいというふうには考えております。

Q : まだそういったことは、されてないんでしょうか。されてない上で直ちに影響はないということだけは、出てるんでしょうか。

A : (原安委) 安全委員会は、常々申し上げておりますけども、100mSv 以下の放射線による晩発性の影響については、これが必ず発生するという科学的な証拠、疫学的手法なり、あるいは放射線生物学、個体レベル、あるいは細胞レベルにおいても、必ず起こるということも証明されていなければ、必ず起こらないということも証明されていないという立場です。したがって放射線防護の目的からは ICRP が言っているように、100mSv 以下の低い線量域でも、浴びた放射線量とそれによる影響の発生率の間には、比例関係があるということで考えるのが妥当であるという立場であります。

Q : それはいつも聞いていて承知しているつもりなんですけど、政府のコメントの方で直ちに影響がないという以外に、晩発性の影響について、触れたことが無いと思うんですよね。それは、つまり今のコメントを続けていくと、先ほどもありましたけども長期的な健康影響が出てきた場合に、非常に政府の立場としてそれを否定している状況になるんじゃないかなという不安がちょっとあるんですけども、政府としては晩発性の影響に関しては、どう考えているんでしょうか。これ園田さんにお伺いしたいんですが。

A : (園田政務官) したがって、今安全委員会からの加藤さんからもお話しがありましたように、それを踏まえて判断をさせていただいているというふうに考えていただければと思います。

Q : 影響あるということによろしいでしょうか。そうすると。影響がないという。

A : (園田政務官) 分からないというのが正確なお答えかと思います。

Q : 分からないということは将来的に健康影響が出た場合も政府としては、分からないので補償はしないということになると思うんですけど、それによろしいですか。

A : (原安委) 科学的に申し上げれば、100mSv 以下については放射線を浴びたことによって、それがでたかどうか証明するのは今の科学の知見では出来ないということです。

Q : 科学の知見で出来ないので、政府の姿勢としてはどうなんでしょうかという趣旨なんですけれども。

A : (園田政務官) したがって、今の現時点では私どもは分からないという立場の中で判断をさせていただいているということでございます。

Q : 分かりました。松本さんお願いします。

A : (東電) サイトバンカー建屋の水位でございますけれども、16 時現在床面から 651 ミリ OP で申し上げますと 4,447 ミリということになります。それから地下の状況を最後に確認したのは、6 月 30 日の時点で水位としては確認した後、再度 7 月末に今回の移送のためにサンプリングを行ったというような状況でございます。それからプロセス主建屋がこのサイトバンカー側への漏えいがなかったらというお話しでございますけれども、プロセス主建屋側も水位で監視いたしておりますので、700t が入ってなかったらとしたら、どのくらいになっているかの評価を行っておりません。サイトバンカー側に漏れていないとするとプロセス主建屋の水位がこれまで以上に上がったと思いますので 5,600 ミリに到達する前に 2 号機 3 号機のタービン建屋からの移送を中断したというような判断になろうかと考えております。

Q : ごめんなさい。7 月にサンプリングということなんですが、水が入っていないのを最後に確認したのは、いつ頃になるんでしょうか。

A : (東電) 水が入っていないというわけではなくて、こちらのほうはまずサイトバンカー建屋に万一の場合に備えた止水工事をする上で、一旦、サプレッションプールサージタンクの方に当時津波等で下がっていた水を止水工事のために一回抜いています。その後地下水の流入等があったということから水位の監視を続けていましたが、水位の上昇がなかったということから 6 月 30 日に監視をやめたということになります。

Q : そうすると 6 月 30 日から 7 月の間は水位がどのくらい変わっていたかは確認してない。

A : (東電) はいそうです。

Q : 水位が変わってなかったんでしょうか。それとも見てないということなん
でしょうか。

A : (東電) 見てないということでございます。今回溜まっている水を移送した
ということから、分析をして放射性物質を検知したため、プロセス主建
屋から漏えいがあると判断したのになります。

Q : 見てないとすると以前の水位と比べられないような気がするんですけども
流入しているという判断はどのような判断でされたんでしょう。

A : (東電) はい。まず7月31日の時点で、10の4乗 Bq/cm³のセシウムを検出
したということと、その後も8月1日、2日と水位の上昇がございまして、
プロセス主建屋側から流入しているというふうに判断しております。

Q : 分かりました。すいません保安院にお伺いしたいんですが、サイトバンカ
ーの方に流入しているということは、サイトバンカー側の止水も駄目で隣
のプロセス主建屋側の止水もうまくいってないということになると思うん
ですけれども、そういった評価というのは、保安院はされているんでしょ
うか。

A : (保安院) 保安院としては、まだそういった評価をしておりません。可能性
としてサイトバンカー、プロセス主建屋とサイトバンカーの間が階段で繋
がっております、コンクリートで止水工事をなされていますので、可能
性はあると思いますけども、まだそこはやっておりません。今お願いして
おりますのは出来るだけ早くサイトバンカーの水をまず抜いていただきた
い。プロセス主建屋の方に移してください。ただし、プロセス主建屋の水
位もございまして直ちにというわけにはいきませんが、サイト
バンカーそのものも、保安院として、まだ評価が終わっていないという状
況であります。

Q : ちょっと一つ確認なんですが、プロセス主建屋とサイドバンカーの間の階
段の部分というのは浸水されているんでしょうか。

A : (保安院) 止水工事は、終わっております。それは終わっていること事態は保安院としても6月の8日ですか、一度確認はしております。

Q : 階段部分の止水もされているということですか。

A : (保安院) そうです。

Q : 分かりました。ちょっと一つだけ。東京電力側としては、サイドバンカーの方から、いつ頃どういうふうに移すという計画はあるのでしょうか。

A : (東電) 計画としてはまだ立てておりません。今のところはプロセス主建屋側の水位を下げるということをやっているところでございます。

Q : 分かりました。

○NHK 横川

Q : NHKの横川と申します。除染装置の関係で確認させてください。今日の工事で50m³/hに再開したということなんですけれども、これは3時過ぎに再開して、どれくらいの実績で安定的に50になったというふうに見たのか一応確認と。もともと使っていたラインは今後どういうふうにする事になるのか、つまりこれは仮設のラインなので、最終的にはもともと使っていたラインをチェックして原因を調べた上で、元に戻したいというような事を伺っていたんですけれども、ラインを元に戻す工程ですか、予定等確認させてください。あと昨日の会見でおっしゃっていたことで、確認なんですけど、今回これで50で再開できるようになった場合、目標としていた水位まで達成するめどは今のところどれくらい、確か今のままだと9月くらいにずれ込んだらという話だったと思うんですけれども、上手くいった場合はこのままで行くとどれくらいになりそうだというふうに捉えていらっしゃいますでしょうか。

A : (東電) まず、時系列からお答えさせていただきますと15時30分から水処理設備を再起動いたしまして、16時13分に50m³/hで運転できているというふうな確認をしております。それ以前に達していたと思いますけれども、確認した時間としては16時13分という事になります。それで皆さまに1件ご報告ですけれども、その後運転を継続いたしておりましたけれども、18時55分にアレバの除染装置でございますが、こちらのポンプが1台停止

いたしまして、水処理設備全体としては今、停止しております。18 時 55 分から水処理設備全体としては停止中でございます。なお R0 膜によります淡水化装置は運転を継続いたしております。それから、水位の見込みでございますけれども、昨日公表させていただいたとおり、目標といたしております、OP3,000 に到達いたしますのは、2 号機側が 9 月の月上旬、3 号機側が 9 月の下旬という見通しでございます。こちらに関しましては、今回の 50m³/h での回復後の稼働率を 90%と見てシミュレーションをしたという結果でございます。それから、今後既設の配管をどうするかというところでございますけれども、今のところは、このままの状況でございます。母管の洗浄等の計画はありませんが、何か対応をとって行きたいというふうに考えております。なお、先ほど申し上げたとおり、今回塩ビの配管の方で流れておりますけれども、こちらの方にスラッジが付着するかどうかについては、今のところよく分かっておりませんので、今後同様にスラッジの付着があって、流量が下がるという事になれば、既設の配管を再度平行に動かして流量を確保するというような方策が取れるかというふうに思います。それから、流量の低下の件で先ほどご質問がありましたけれども、まず流量低下を認識したのは、6 月 29 日の段階で 50 から 43 に落ちているというようなことをまず認識しておりまして、こちらに関しましては 7 月 6 日の水処理装置の稼働状況という第 2 報の中で、処理量のトータル量として入っております。その後は 7 月 11 日頃に 43 から 37 に低下しているという事を確認できておりまして、その内容が次の 7 月 20 日の第 4 報の中に見込まれているという状況でございます。

Q : 時期の件で、昨日 1 号機と 2 号機が来月上旬に早められる見込みというご説明を受けていたと思うんですけども、1, 2 でよろしかったかどうかの確認と。今のアレバのポンプ、1 時間前の話なんでまだ情報ないかも知れませんが、もう少し詳細わかれば教えてください。

A : (東電) 1, 2 号機は最終的に 2 号機のタービン建屋に水が集まってまいりますので、2 号機のタービン建屋の水位として確認をいたしております。こちらの方が 9 月上旬に OP3,000 に到達する予定でございます。3 号 4 号はタービン建屋が地下で繋がっておりますので、タービン建屋の水位で確認をしているという状況でございます。それからアレバの除染装置のポンプ 1 台が停止した件につきましては、今のところ詳しい状況は分かっておりません。どこのポンプかと申しますと、凝集沈殿装置の薬注ポンプという事でございます。こちらに関しましては、通常運転が 1 台、予備が 1 台という 2

台の構成になっておりますけれども、予備機がなぜ動かなかったのかというところについても今調査中でございます。

Q：動いていない状態なわけですね。

A：（東電）はい。そういうことです。

○回答する記者団の佐藤

Q：じゃあ、先行きます。回答する記者団の佐藤ですけれども、よろしくお願ひします。園田さんに確認点と新しい質問。それと東京電力に質問あります。よろしくお願ひします。園田さんに先ほどのドイツ気象庁のような放射性物質の拡散予報のところでお聞きしましたことで、現在の毎時 10 億 Bq、1 日に直すと 240 億という事なんですけれども、これが絶対量として多いか少ないか、ちょっと先ほどお答えが曖昧でしたので園田さんご自身どうお考えなのか、はっきりと回答をいただけないでしょうか。それともう一つ、避難区域の解除関係で、最悪のシナリオは想定されていないという事をおっしゃっていたという事なんですけれども、仮に私が避難している側から考えて、こういった記者会見テレビ、あるいはインターネットで見ていた時に、最悪のシナリオを想定していないと言われるのが、1 番最悪なんじゃないかなと思ったんですけれども、そういった認識は、政府としてお持ちなのかどうか。

それと東京電力に二つ、夜間の作業で共用プールの付近でライトが点いているように、福一ウェブカメラでそのように見えるんですけれども、現在共用プール付近での夜間作業というのは、やっぴらっしゃるんでしょうか。やっぴらしたたら、どういったことをされているか。それと今現在の福一の状況なんですけれども、ユーチューブの方で、今日の 19 時から 20 時、つい 30 分くらい前の映像が既に出ていまして、共用プール辺りウェブカメラで見ますと右側の奥の方、雑木林を越えた辺りで炎がかなり上がっているんじゃないか、煙がさうとう出ているんじゃないか、これは火事なんじゃないかといったようなコメントですとか書き込みがかなり出てきているんですけれども、現在何か情報が入っていますでしょうか。以上です。よろしくお願ひします。

A：（園田政務官）10 億 Bq が多いか少ないかというお話でございます。決してこれが少ないというような形は先ほど申し上げたつもりはなくて、事故当初からすると 200 万分の 1 になっておりますというそういう段階的な状況

を性格に申し上げてきたところでございます。したがって、通常的环境下と比較をすると決して低いとは言えないので、だからこそステップ 1 からステップ 2 これから更に低減できるように私どもも全力をかけてやってきたと、いう事を申し上げたつもりでございます。それから、最悪なシナリオを想定しないのが最悪だというお言葉でございました。そのようなご指摘はもう大変、私にとりましてですね、大変辛いご指摘であると同時に、避難の方々のお立場を考えればですね、大変辛いといえますか、大変申し訳ない気持ちであります。したがって、今私どもから申し上げられるのは、しっかりと皆さん方の思いを受け止めさせていただいて。そしてだからこそ、職責をしっかりと制度の責任として、皆さん方が戻っていただけるような環境を創り上げていくという事でございます。そのことを申し上げている訳でございますので、いろいろなご心配、あるいはご不満もあるかというふうに思っておりますけれども、私どもとしては、今精一杯の事をやらせていただきたいというふうに申し上げております。

Q : 恐らくこれもいろいろと質問されて出てるかと思うんですけれども、単純に戻るという 1 つだけの選択肢だけではなくて、他にも早い段階で移住を決めてとかいろんな選択肢があるかと思ひまして、そういった選択肢をそれぞれ促せるような政策というの、複数のパターン用意、検討あるいは設定できるのかなというふうに考えていまして、そういった時に複数のアイデアによって住民が得られる利益がどういったものなのか。そこまで突っ込んだ話を聞きたいなというふうに思っていますで、機会がありましたらそういったお話を聞かせていただければと思います。よろしく願ひします。

A : (園田政務官) 機会がありましたらといひますか。今の現時点で申し上げられることは、私からは再三申し上げておりますけれども、全力を尽くしてこの警戒区域も含めて区域の見直しができるように環境を整えていく事であろうというふうに思っています。それから、先ほどのご質問にもありましたけれども、恐らく様々な声、今の時点でもありますし、またこの先ですね、いろんな意味で除染やらモニタリングをする中で、あるいは、インフラ整備を公共的なサービスをですね整えていく中での、判断というのがあるかなというふうに思っておりますので、そういったところはやはり今自治体の皆さん方が中心となって、一番地域で密着して担当されておられますので。今、そういった自治体の皆さん方がお 1 人お 1 人の地域住民の皆さん方の声というものを、お聞かせをいただいているものだというふ

うに考えています。したがって、それを踏まえて今後私どもも更なる検討やら、あるいは対応というものは当然ながらやっていかなければならないというふうに考えています。

Q：ありがとうございます。東京電力よろしく願いいたします。

A：（東電）まず共用プール周辺では、現在非常用ディーゼル発電機の復旧作業がございますけれども、この時間帯にやっているかどうかについては不明でございます。なお、その方角には集中廃棄物処理建屋がございます、そこではサリーの吸着装置ですとか、今回の水処理設備に関して人の行き来がございますので、そういった車の所謂ヘッドライト等で、明かりが見えることはございます。従いまして、そういった関係がふくいちライブカメラに見えてるんじゃないかという風に思っております。現時点で火災の連絡等はございません。

Q：夜間の作業の時間帯に関してなんですけども、この深夜零時を回って明け方3時4時とかそういった時間まで、作業が続いてるという事でいいんでしょうか。

A：（東電）はい。状況によりまして作業の方は継続いたしております。

Q：分かりました。それと、火災関係のやつ、情報なんですけれども。恐らく東京電力のサーバーの方に画像のデータあるかと思しますので、今日でなくても結構ですので、見ていただいて、明日以降の会見で何が起きていると考えられるのか、現場からの情報と合わせて、ご報告お願いできませんでしょうか。

A：（東電）少なくとも、火災が発生しているって事がございますと。こういった悠長に会見しておりませんので、直ちに皆さまの方にはご連絡させていただいていると思います。したがって、今のところ私が先ほど申しましたとおりヘッドライト等、あるいは、いわゆる工事用のライトを付けているんじゃないかというふうに思っております。

Q：一応こちら側の考えとしては、どうもそうじゃないんじゃないか。もちろんそういった考え方も可能ですけれども。そういった。

司会： すいません。今言ったように火災がもしあったら連絡すると。

Q： もしかしたらっていう事で。 すいません。

司会： あったら連絡すると言っておりますから。

Q： 分かりました。はい。

○NPJ 吉本工業 おしどり

Q： NPJ 吉本工業のおしどりで。 すいません。 プルトニウム関連で1つ質問し忘れていたので、よろしく申し上げます。 園田政務官にお願いいたします。 3月27日に厚労省から医薬品食品局食品安全部長からの通達で、放射能汚染されている食品の取り扱いについてという文書が出ております。それでヨウ素やセシウムの暫定基準が出ているんですけども。その中にプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても基準が出ております。これは1Bq/Kgという基準が出ているんですけども、このプルトニウムの暫定基準を出す通達を出す事に至った根拠を知りたいんですけども、ご存知でしたらよろしくお願いいたします。あと、東京電力の松本さんをお願いいたします。3月23日の発表で、3月15日に中性子線が西の正門で1F建屋から1.5キロ西の先の正門で二回計測され、12日から14日に11回検出されたという発表があるんですけども。これがウランなど重金属から発生した疑いがあるということでしたが、そのあとこの西の正門付近でウランのアルファ核種などは発見されたんでしょうか。ネプツとかプルトとかが発見されたんでしょうか。若しくは、その検出された測定はされたんでしょうか。よろしくお願いいたします。

A： (園田政務官) はい。あとで詳しくもし補足があれば安全委員会の方からしていただきたいと思うんですが、今、私もその厚生労働省の通知は存じ上げなかったんですが、防災指針の中で、その値があるという事を聞きました。それを厚生労働省の方から発表はさせていただいていると、ということのようでございます。

Q： 分かりました。何か根拠があったからではなく、取りあえず全部発表したという認識でよろしいでしょうか。

A： (園田政務官) はい。ちょっとすいません。それあくまでも厚労省の方の判

断なんで、ちょっと安全委員会からもどうだったかは、申し上げられませんが、想像としては防災指針に書いてある暫定指標値を全て取り入れたんではないかと思いますが、厚労省に直接ご確認されるのが1番よろしいかと思います。

Q：分かりました。ありがとうございます。3月15日、3月12から14に中性子線が既に検出されておりますので、それなりの根拠があったのかなと思ってお聞きしました。ありがとうございます。

A：（東電）東京電力でございますが、西門での空気中のダストの分析結果からは、このところ、ウラン、ネプツ、プルトニウムといったものの核種は検出限界未満という事になっております。

Q：西の正門からはネプツも検出限界未満という事でよろしいですか。

A：（東電）はい、そうです。

Q：それはいつの調査か教えていただけないでしょうか。

A：（東電）ダストは、毎日のデータをガンマで測っておりますので、こちらの方はネプツの検出はございません。それからウランとプルトニウムといったアルファ核種は月1、ダストは週に1回でございますので、今のところ検出されていない状況になっております。

Q：ありがとうございます。西の正門での土壌のモニタリングはされていないでしょうか。ネプツの。

A：（東電）西門では行っておりません。今日ストロンチウムのデータがございますけれども、私どもの土壌のサンプリングは敷地内の3箇所で行っておりまして、こちらに関しましてはプルトニウムが検出されております。238、239、240の組成比が天然のフォールアウトの部分と異なりますので、こちらは今回の事故由来のものと考えております。また同じく土壌中にはウランが見つかっておりますけれども、このウランに関しましては天然の組成比と同じレベルでございますので、天然の物を検出したのか、もしくは今回の事故で飛んできたものがあったとしても、天然の物のゆらぎの範囲内というふうに考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは以上で本日の質疑を終わりにさせていただきたいと思います。最後に東京電力から本日の作業状況について。

A：（保安院）いいですか、すみません。さっきの質問。先ほどの質問いただきました17mSvに水素爆発が入っているかという事ですけども、これは入れてないという事でございます。あの理由としては、ここにもございますように格納容器の開口部という事も考えておりますので、水素は溜まらないという前提で評価をしているという事でございます。それからついでで恐縮ですけど、これまでいただいた質問でちょっとまだお答え出来ていなかったものがありまして、2点ございますけれど、1つはDOEやNRC等ですね、定期的な会合にレポートを出しているのではないかというご質問がございました。あのNRC、DOEあるいは国防省等ですね、定期的な説明は行っております。これにつきましては6月3日の合同会見で細野大臣からご紹介されておりますけれど、この場で説明においては特段のレポートというものは出していないという事でございます。基本的には口頭による説明ですが、ホームページに掲載されているような放射線モニターのデータ、こういうものは提供する事があるという事ですけど、特段のレポートのようなものはないという事でございました。それからもう1点、先日お答えした中で少し不足しておりました、原子力安全基盤機構JNESが評価したアクシデントマネジメント報告書を自治体に説明したのかというご質問がございまして、これにつきましてはこの報告書そのものがその当時の最新の知見を集約して保安院がそのアクシデントマネジメント整備に関します評価を行ったり、防災訓練の参考にするという事でございましたので、自治体等への説明には使っていないという事でございました。以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。それでは東京電力より本日の作業状況についての説明があります。

＜東京電力からの本日の作業状況説明について＞

A：（東電）まず作業状況をお伝えさせていただく前に1件ご報告がございまして。

先日8月1日でございますけれども、1、2号機の主排気筒の底部の非常用

ガス処理系の配管の接合部付近で 10Sv/h 以上の線源がある事を確認いたしましたけれども、その後の調査を進めております。本日ですね、午後 4 時頃この 1、2 号機の主排気筒のドレン、いわゆる排気筒の中に入ってくる雨水を一番排気筒の底のところで貯まるわけでございますけれど、そのドレンを抜くためのサンプの配管がございます。そのサンプの配管を本日午後 4 時頃測定いたしましたところ、3.6Sv/h という線源を確認いたしました。本日午後 4 時頃 1、2 号機の主排気筒の底部でございます、ドレンサンプのところの配管でございますが、そこで 3.6Sv/h の線源を確認いたしております。この原因につきましては引き続き調査中でございますけど、この線源に関しましては立ち入り禁止表示措置を追加して不用意に接近しないということでございます。なお今回の配管の線量に関しましては、当社社員が 4 名で実施してございまして、被ばく線量は 2 から 3mSv という状況でございます。まずご連絡させていただきます。明日以降、必要な現場の状況等をお伝えできればというふうに考えております。それからプラントの状況につきましてご報告させていただきます。原子炉の注水の状況でございますけれども、1 号機は 3.5m³/h、2 号機は 3.2m³/h でございましたけれども、17 時 50 分に 3.8m³/h に流量の調整を行っております。3 号機は 9.1m³/h となります。繰り返しますが 2 号機は 3.2 から 3.8m³/h に 17 時 50 分に流量調整を行っております。それから格納器内の窒素ガスの封入でございますが、17 時現在、1 号機は 131.9kPa、2 号機は 134kPa、3 号機が 101.5kPa でございます。使用済燃料プールの状況です。本日 15 時 32 分から 16 時 02 分にかけて、4 号機の使用済燃料プールに補給を行っております。補給量といたしましては、約 15t でございます。明日は 1 号機に対する、1 号機の使用済燃料プールに補給を行う予定でございます。使用済燃料プールの水温ですけれども、2 号機は 17 時現在、34.0℃、3 号機は 31.5℃、4 号機が 42℃でございます。タービン建屋の溜まり水の移送の状況でございますけれども、2 号機の移送は継続しておりますが、3 号機からの移送は中断いたしております。また 6 号機のタービン建屋の移送に関しましては、本日実施しておりません。各建屋の水位です。プロセス主建屋は 16 時現在、6,513 ミリ、OP で申しますと 5,296 ミリでございます。昨日の、午前 7 時から比べますと 47 ミリの上昇になります。雑个体廃棄物減容処理建屋は 4,227 ミリで午前 7 時と比べますと 6 ミリの上昇になります。サイトバンカー建屋は床面からの水位は 651 ミリになります。それからトレンチの水位です。16 時現在、1 号機はダウンスケール中、2 号機は 3,678 ミリで午前 7 時と比べますと 8 ミリの低下です。3 号機は 3,743 ミリで午前 7 時と比べますと 7 ミリの上昇になります。それからタービン建屋の水位です。1 号機は

4,920 ミリ、変化ございません。2号機は3,689 ミリで、午前7時と比べますと7ミリの低下です。3号機は3,593 ミリで午前7時と比べますと21ミリの上昇になります。4号機は3,585 ミリで、午前7時と比べますと3ミリの低下です。1号機原子炉建屋地下1階の水位ですけれども、16時現在4,713 ミリで、午前7時と比べますと4ミリの低下になります。1号機原子炉使用済燃料プールの循環冷却工事でございますけれども、配管溶接工事ホースのケーブル敷設工事など実施いたしております。明日、明後日とこの工事継続いたしまして6日までは継続工事となります。それからがれきの撤去です。3、4号機のタービン建屋、海側の道路のがれきの撤去を行いまして、コンテナ5個分の回収を行っております。累計量といたしましては493個になります。それから、循環型海水浄化装置でございますが、昨日のA系に続きまして、本日B系のゼオライトを交換いたしまして、運転を再開いたしております。それから格納容器のガスのサンプリングでございますけれども、冒頭申し上げたとおり、本日は2号機のガスのサンプリングを中断いたしております。状況といたしましては、ガスのサンプリングを実施するために循環ラインでサンプルポンプを動かしたところ、水が出てきたという事で一旦中断いたしております。サンプルラインの隔離弁を閉といたしまして、仮設ラック自身は隔離いたしております。配管内の今後水抜き等を行った上で、サンプリングを再開したいというふうに思っております。なお、この水でございますけれども、分析はまだ行っておりませんが、配管の表面で0.5mSv/hでございますので、雰囲気とほぼ同等というような状況でございます。それから2号機関係ではもう1件ご連絡がございます。本日11時から11時30分頃に2号機の格納器内のガスサンプリング箇所の調査のために原子炉建屋内に作業員が入域いたしております。11時から11時30分にかけて原子炉建屋内の1階の北西コーナーから入りまして、北東コーナーの方に抜けるルートで現場の調査を行っております。今回2号機の格納器のガスのサンプリングは酸素分析計のラックを使っておりますけど、その他の箇所がないかという事で、可燃性ガス濃度制御計のB系のテストタップ、それと、格納容器漏えい試験機のところを見てきたというふうな状況でございます。続きましてカバーの1号機のカバーの設置工事でございますけれども、本日も鉄骨建方の準備工事を行っております。本日は8時から10時40分にかけて柱2ピースと梁2ピースを持ってきた状況でございます。現在メガフロートの上に仮置き中でございます。明日メガフロートから陸揚げする予定でございます。それから1から4号機の取水口南側の鋼管矢板によります閉塞工事でございますけれども、本日も障害物の探査の方を行っております。北側のシルトフェンス

の開閉の予定はございません。水処理装置の運転の状況です。先ほど申し上げたとおり、本日配管の改造工事を行った後 15 時 30 分に水処理設備を起動いたしまして、16 時 13 分に定常流量約 50m³/h に出て回復いたしております。それから、その後 18 時 55 分にポンプアルバの薬注ポンプが停止した関係で、水処理設備全体が現在停止中という状況でございます。それからベッセルの交換につきましては、本日は H スキッドのベッセル 3 塔をフラッシング込みで実施いたしております。それから最後になりますけれども、水の漏えいがありましたのでご連絡させていただきます。場所はサイトバンカー建屋の 1 階南東コーナーになります。本日午後 7 時頃、セシウム吸着装置の交換ベッセル内の塩分をろ過水で洗った後の水を移送するためのホースのフランジから水が漏えいしていることを当社社員が発見いたしました。漏れた水の量といたしましては、約 700 リットルでございます。漏れた水に関しましてはサイトバンカー建屋の堰の中に留まっておりますので、地面と言いますか外部への影響はないというふうに考えております。現在水の漏えいは止まっております、原因の方は調査中でございます。なお、淡水化装置、それから処理水によります原子炉注水は継続中という状況でございます。東京電力からは以上になります。

○司会

ご質問はよろしいですか。それでは以上で本日の合同記者会見を終わりにさせていただきますと思います。次回でございますが、来週月曜日 8 日になります。同じく 16 時半からを予定させていただきます。また改めてメールにてご案内をさせていただきますと思います。本日はどうもありがとうございました。